

3. 騒音について

(1) 騒音にかかる環境基準

■一般地域（道路に面しない地域）

地域の類型		基準値（dB）		本市における該当地域
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
AA	特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域	60 以下	50 以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

（注）特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などを指す。

■道路に面する地域

地域の区分	基準値（dB）	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下

- （注） 1. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表す。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。
- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15 mまでの範囲
 - ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20 mまでの範囲
3. 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。

[騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号(最終改正)]

(2) 騒音にかかる規制基準

■ 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値（単位 d B）・時間の区分			該当地域 （都市計画法に定める用途地域）
	昼 間 （7 時～19 時）	朝（6 時～7 時） 夕（19 時～22 時）	夜 間 （22 時～6 時）	
第 1 種区域	50	45	40	第 1 種低層住居専用地域
第 2 種区域	55	50	45	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第 4 種区域	65	60	55	工業地域
第 5 種区域	75	70	65	工業専用地域

- （注） 1. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 m 区域では上表に掲げる数値からそれぞれ 5 d B を減じた値となる（ただし、第 1 種区域を除く。）。
2. 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の 2 分の 1 に相当する値となる。
3. 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域。

■ 特定及び指定施設一覧 ・ ・ ・ 【※設置 30 日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）

県)	土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
県)	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機械	
	イ	コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ	碎木機
	ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	
県)	ガソリンエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
県)	ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
県)	冷凍機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	

- (注) 1. 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設は除かれるため、騒音規制法の適用を受ける工場・事業場については県条例は適用されない。
2. 特定及び指定施設のうち下線を付した施設は、県条例の指定施設。

(3) 深夜営業の規制基準

区域の区分		規制内容	音響機器の使用 禁止の時間帯	音量規制	
				時間帯	基準値
A 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域		午後 11 時～ 翌日の午前 6 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時	45 d B
B 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域				55 d B

- (注) 1. 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置。
2. 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しない。

4. 振動について

(1) 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (d B) ・ 時間の区分		該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼 間 (7 時～19 時)	夜 間 (19 時～7 時)	
第 1 種区域	60	55	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (注) ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50 m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 d B 減じた値とする。

■ 振動規制法の特定施設・・・【※設置 30 日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ	機械プレス
ハ	せん断機（原動機の定格出力が 1 kW 以上のものに限る。）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）

5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チッパー（原動機の定格出力が2.20kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

5. 特定建設作業及び騒音指定建設作業について

(1) 特定建設作業及び騒音指定建設作業にかかる規制基準

基準種別 区域区分		騒音の 規制基準	振動の 規制基準	作業時間に関する基準	1日あたりの 作業時間	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
法	第1号区域	85 d B	75 d B	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域			6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		
	県条例（騒音のみ）		—	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと		

(注)

- 第1号区域…第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域
 ●第2号区域…工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域
 ●県条例(騒音)…工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域
- 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほか、1日当たりの作業時間を上表で定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。
- この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合などの適用除外が設けられている。

■ 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
---	--

2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

（注）1. 下線を付した作業は、県条例に該当する騒音指定建設作業。

■ 振動特定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

6. 悪臭について

(1) 悪臭に関する規制基準

■ 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

地域区分	規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）
A区域	1. 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2. 神指町大字南四合の区域のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字才ノ神（227番から505番までに限る）、字柳原（591番から688番までに限る）、字幕内及び字幕内南（256番から635番までに限る）の区域 3. 柳原町四丁目の区域のうち、584番から699番までの区域
B区域	商業地域及び準工業地域

C 区域	工業地域（A 区域の 2 に掲げる区域を除く）及び工業専用地域
------	---------------------------------

■ 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

特定悪臭物質の種類	A 区域	B 区域	C 区域	に お い
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい

[平成 28 年 11 月会津若松市告示第 105 号(最終改正)]

■ 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（単位 臭気指数）

区域の区分	対象地域	工場等の敷地境界の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
			5m～30m	30m～50m	50m～
第 1 種区域	悪臭防止法に基づく A 区域	10	28	30	33
第 2 種区域	悪臭防止法に基づく B 区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域	15	33	35	38
第 3 種区域	悪臭防止法に基づく C 区域	18	36	38	41

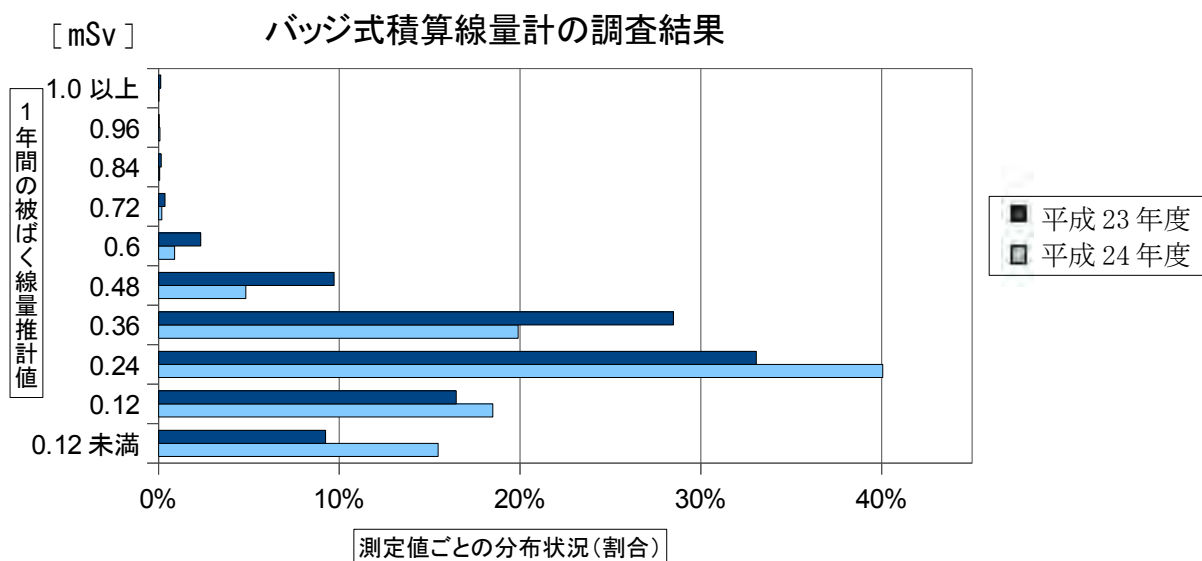
[平成19年 1 月福島県告示第 5 号(最終改正)]

○ バッジ式積算線量計による被ばく線量調査

バッジ式積算線量計による被ばく線量調査は、実際の被ばく線量を把握し、子どもの安全を確保するための調査です。本市では、下表のとおり平成23年（2011年）度と平成24年（2012年）度に市内の中学生以下の子どもを対象にバッジ式積算線量計の貸し出しを行い、放射線被ばく量の調査を実施しました。

■ バッジ式積算線量計貸し出し実績

	実施期間	測定者	平均測定値
平成23年度 (2011年度)	第1回目（1ヶ月間） 平成23年（2011年） 11月21日～12月20日	中学生以下の子ども 8,597名	月平均 0.02mSv (年間推定値 0.24mSv)
	第2回目（2ヶ月間） 平成23年（2011年） 12月21日～ 平成24年（2012年） 2月20日	中学生以下の子ども 8,679名	月平均 0.025mSv (年間推定値 0.30mSv)
平成24年度 (2012年度)	第3回目（2ヶ月間） 平成24年（2012年） 7月20日～9月19日	中学生以下の子ども 4,781名	月平均 0.015mSv (年間推定値 0.18mSv)



測定値ごとの分布状況を見ると、平成24年（2012年）度の測定結果は、平成23年（2011年）度の測定結果よりも低い数値の割合が多くなっています。

また、推計される1年間の数値が、平常時の被ばく限度量である1 mSv（ミリシーベルト）を超える人は13名いましたが、測定期間中に市外の線量の高い地域に長期間滞在していたことや、レントゲンを複数回受けたり、空港で手荷物検査を受けたりなど、すべて特殊な事情があることがわかりました。

この調査結果に対して、市放射線管理アドバイザーの下道國氏からは、健康に影響を与えるような数値ではないとの見解をいただいています。

【資料9】本市の温室効果ガス排出量の推計結果及び削減目標値

■ 市域からの温室効果ガス排出量

国の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」等に基づき、市域からの温室効果ガス排出量を下記のとおり推計しました。

会津若松市の部門別温室効果ガス排出量の推計

(単位千トンCO₂)

	H 2 (1990)	H 12 (2000)	H 22 (2010)	H 23 (2011)	H 24 (2012)	H 25 (2013)	H 26 (2014)	H 35 (BAU)	H 35 (対策後)	H 22～26 (2010～ 2014) 増加率 (%)	H 22～35 (2010～ 2023) (対策後) 増加率 (%)
温室効果ガス排出総量（削減目標）	—	—	1,018.6	1,152.1	1,193.0	1,144.9	1,087.0	1,038.5	883.6	6.7	F -13.2

A + D

B + E

(内訳)

再生可能エネルギー導入による排出削減効果	—	—	0.0	3.3	-15.2	-25.2	-29.6	A -53.2	B -118.6	—	—
温室効果ガス排出量	—	—	C 1,018.6 1,148.7 1,208.2 1,170.1 1,116.6					D 1,091.7	E 1,002.2	9.6	-1.6
二酸化炭素	879.8	1,016.4	938.4	1,068.7	1,126.2	1,125.7	1,068.0	1,041.9	970.7	13.8	3.4
エネルギー起源二酸化炭素	870.0	1,006.2	926.3	1,056.8	1,113.5	1,113.6	1,055.6	1,033.7	962.7	14.0	3.9
エネルギー転換部門	0.5	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	12.1	12.1
産業部門	306.1	288.0	233.2	229.1	287.0	286.4	270.5	319.0	298.4	16.0	28.0
内訳											
建設業・鉱業	(20.7)	(23.4)	(11.9)	(11.2)	(13.6)	(13.8)	(12.2)	(11.1)	(11.1)	2.0	-6.7
製造業	(282.9)	(262.5)	(218.5)	(214.4)	(269.6)	(270.0)	(255.2)	(305.5)	(284.8)	16.8	30.3
農林水産業	(2.5)	(2.1)	(2.7)	(3.5)	(3.8)	(2.6)	(3.1)	(2.4)	(2.4)	15.8	-10.3
民生家庭部門	184.7	226.4	219.2	257.0	274.3	268.4	262.8	249.4	233.3	19.9	6.4
民生業務部門	263.3	289.2	297.3	366.0	371.5	357.9	335.7	281.7	264.2	12.9	-11.1
運輸部門	115.2	202.3	176.1	204.3	180.2	200.4	186.0	183.0	166.3	5.6	-5.6
内訳											
自家用家計乗用車	(51.4)	(77.6)	(72.5)	(102.4)	(76.5)	(92.2)	(77.2)	(73.3)	(159.2)	6.6	-5.6
貨物車・乗合車	(55.5)	(117.1)	(96.2)	(93.3)	(94.4)	(98.8)	(99.7)	(101.6)		3.7	
鉄道	(8.3)	(7.6)	(7.5)	(8.6)	(9.2)	(9.5)	(9.1)	(8.1)	(7.1)	20.8	-5.1
廃棄物起源二酸化炭素	9.8	10.3	12.1	11.9	12.6	12.1	12.4	8.2	8.0	3.0	-33.9
メタン	25.4	26.3	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	15.3	14.6	0.2	-26.4
内訳											
廃棄物部門	(0.8)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.6)	(0.6)	4.4	-22.8
農業部門	(24.6)	(25.5)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(14.7)	(14.0)	0.0	-26.5

一酸化二窒素			4.1	3.4	2.6	2.7	2.7	2.6	2.6	2.0	1.6	0.3	-39.8
内 訳	廃棄物部門		(1.7)	(1.8)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.3)	(0.9)	-0.2	-46.2
	農業部門		(2.5)	(1.6)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.8)	(0.7)	1.0	-29.1
ハイドロフルオロカーボン			—	—	14.2	14.4	17.6	19.2	24.1	29.1	12.0	69.4	-15.6
パーフルオロカーボン			—	—	34.8	34.4	34.1	1.1	1.1	1.7	1.7	-96.9	-95.2
六フッ化硫黄			—	—	7.8	7.7	7.0	0.5	0.4	0.7	0.7	-94.6	-91.3
三フッ化窒素			—	—	1.1	1.1	0.9	1.1	0.7	1.1	1.1	-37.8	-1.8

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

推計値の詳細について

A → 基準年度（平成 22 年（2010 年）度）以降に移動した、または移動が決定している再生可能エネルギー施設による削減量

B → Aに加えて、さらに再生可能エネルギー導入を進めた場合の削減量

Aについては、基準年度（平成 22 年（2010 年）度）以降に移動した、または移動が決定している再生可能エネルギー施設による削減量の合計を表しており、平成 35 年（2023 年）度（BAU）（注）における再生可能エネルギーの供給量の値（下表）から推計しております。

再生可能エネルギーの種類	H22(2010)年度実績		H26(2014)年度実績		H35(2023)年度目標(BAU)		H35(2023)年度目標(対策後)		増加量(熱量)	
	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	2010→2023(BAU)	2023(BAU)→2023(対策後)
太陽光発電	20.3	2,356	85.4	10,795	121.8	16,269	344.3	36,000	101.5	222.5
太陽熱利用	0.3	—	0.5	—	0.5	—	0.5	—	0.2	0.0
風力発電	0.0	3	31.8	16,006	381.5	20,600	750.1	30,000	381.5	368.6
水力発電	6,206.7	163,350	6,223.3	163,350	6,209.1	163,727	6,245.3	164,480	2.4	36.2
うち、小水力発電(1,000kW未満)	61.2	1,870	61.2	1,870	62.8	2,247	99.8	3,000	1.6	37.0
地熱発電	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
うち、地熱バイナリー発電	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
バイオマス発電	0.0	0	390.4	5,725	390.4	5,725	392.3	5,725	390.4	1.9
バイオマス熱利用	12.8	—	14.4	—	14.8	—	417.1	—	2.0	402.3
バイオマス燃料製造	2.1	—	2.0	—	2.0	—	3.1	—	-0.1	1.1
温度差熱利用	6.8	—	7.2	—	7.2	—	7.2	—	0.4	0.0
雪氷熱利用	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0
計	6,249.0	165,709	6,755.1	195,876	7,127.4	206,321	8,160.0	236,205	878.4	1032.6
一次エネルギー需要(会津若松市)	15,976.5	—	15,280.4	—	15,005.0	—	14,245.8	—	-971.5	-759.2
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合(%)	39%	—	44%	—	—	—	57%	—		

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

（注）BAU…Business as usual 推計 = “温室効果ガス対策を現状のまま何も行わなかった場合”を表しています。

【Aの推計値】

再生可能エネルギーの種類	熱量換算増加量 (H22→H35BAU)	温室効果ガス削減効果 (H22→H35BAU)
太陽光発電	101.5TJ	6.14千トンCO ₂
太陽熱利用	0.2TJ	0.01千トンCO ₂
風力発電	381.5TJ	23.11千トンCO ₂
水力発電（小水力発電含む）	2.4TJ	0.14千トンCO ₂
バイオマス発電	390.4TJ	23.65千トンCO ₂
バイオマス熱利用	2.0TJ	0.14千トンCO ₂
バイオマス燃料製造	-0.1TJ	-
温度差熱利用	0.4TJ	0.03千トンCO ₂
合 計	878.4TJ	53.2千トンCO ₂

A

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

Bについては、平成35年（2023年）度（対策後）における再生可能エネルギーの供給量の目標値を基に削減量を推計しました。

なお、A、Bともに、推計にあたっては、省エネ法における電力の1次エネルギー換算係数（9.76GJ／千kWh）および原油換算係数（0.0258kl／GJ）、地球温暖化対策法における電力の排出係数（0.000591tCO₂／kWh：平成25年（2013年）度）を使用しました。

【Bの推計値】

再生可能エネルギーの種類	熱量換算増加量 (H35BAU→対策後)	温室効果ガス削減効果 (H35BAU→対策後)
太陽光発電	222.5TJ	13.5千トンCO ₂
風力発電	368.6TJ	22.3千トンCO ₂
水力発電（小水力発電含む）	36.2TJ	2.2千トンCO ₂
バイオマス発電	1.9TJ	0.1千トンCO ₂
バイオマス熱利用	402.3TJ	27.2千トンCO ₂
バイオマス燃料製造	1.1TJ	0.1千トンCO ₂
小 計	1,032.6TJ	65.4千トンCO ₂
基準年度（平成22年（2010年）度）以降に移 動した、または稼動が決定している再生可能エ ネルギー施設		53.2千トンCO ₂
合 計		118.6千トンCO ₂

A

B

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

C → 基準年度（平成22年度）～平成26年度（2010年度～2014年度）の排出量

D → B A U（＝Business as usual）推計の排出量

CおよびDは、エネルギー等使用量に排出係数をかけて推計する「積み上げ法」で算出しています。ただし、市内のエネルギー・燃料消費量に関する統計データが整備されていない部分については、各種統計データを関連する指標で按分する「按分法」により推計しています。

なお、統計データは最大3～4年程度遅れて公表され、最新の推計年度は平成26（2014）年度となります。

【C・Dの推計方法】

部 門	推計方法	基礎となるデータ、按分法等
二酸化炭素 (CO₂)		
エネルギー起源二酸化炭素		
エネルギー転換部門	積み上げ法	ガス事業年報（資源エネルギー庁）等
産業部門		
建設業・鉱業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値（資源エネルギー庁）を就業者数で按分
製造業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を製造品出荷額で按分
農林水産業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を就業者数で按分
民生家庭部門	按分法・積み上げ法	都道府県別エネルギー消費統計値を世帯数で按分 都市ガスは市域消費量より算定（市統計データ）
民生業務部門	按分法・積み上げ法	都道府県別エネルギー消費統計値を業務系建物床面積で按分 都市ガスは市域消費量より算定（市統計データ）
運輸部門		
自家用家計乗用車	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を乗用車等の台数で按分
営業車・貨物車	積み上げ法	市区町村別自動車交通 CO ₂ 排出量推計データ提供システムにより集計
鉄道	按分法	エネルギーバランス表（資源エネルギー庁）記載の全国値を人口で按分
廃棄物起源二酸化炭素	積み上げ法	廃棄物処理量及びプラスチック割合（市統計データ）
メタン (CH₄)		
廃棄物部門	積み上げ法	下水処理量、し尿処理量、浄化槽（合併・単独）処理人口（会津若松市資料、統計データ及び県「水洗化人口等の状況」）
農業部門	積み上げ法	生産量及び栽培面積データ（会津若松市統計データ）
一酸化二窒素 (N₂O)		
廃棄物部門	積み上げ法	メタンに同じ
農業部門	積み上げ法	メタンに同じ
4 ガス (HFC、PFC、SF₆、NF₃)	按分法・積み上げ法	国の排出量を製造品出荷額、年間商品販売額及び世帯数で按分 算定・報告・公表制度データにより積み上げ

※ なお、**D** を算定するにあたり、人口、世帯数、生産量等については、市などの統計資料をもとに、今後推定される数値に変化させ、エネルギーの使用効率や温室効果ガスの削減対策については、平成 26 年（2014 年）度のままで推計しています。ただし、電力の排出係数については、国「地球温暖化対策計画」（平成 28（2016）年 5 月策定）にあわせ、平成 25 年（2013 年）度の数値を使用しています。

【BAU推計にあたって参考とした人口、世帯数、生産量等の値】

参考 《会津若松市の関連統計》	H 2 年度 (1990)	H 12 年度 (2000)	H 22 年度 (2010)	H 26 年度 (2014)	H 35 年度 (2023)	H 2～22 増加率	H 22～35 増加率
人口（人）	136,336	135,415	126,220	122,715	109,632	-7.4	-13.1
世帯数（世帯）	43,596	47,638	47,891	48,379	45,907	9.9	-4.1
製造品出荷額等（億円）	3,639	3,214	2,365	2,122	—	-35.2	—
卸・小売業年間販売額（億円）	5,461	4,801	3,138	3,256	2,732	-42.5	-12.9
卸売業年間販売額（億円）	3,819	2,965	1,520	1,597	—	-60.2	—

小売業年間販売額（億円）	1,642	1,837	1,618	1,659	—	—	-1.5	—
販売電力量（千kwh）	810,812	—	1,255,912	1,129,331	—	—	54.9	—
家計用自家用車台数（台）	39,698	62,109	68,581	72,994	—	—	72.8	—

E → 温室効果ガス対策が行われた後の排出量

Eについては、今後、国や県により追加の温室効果ガス排出量削減対策が行われ、さらに本市独自の対策が行われた場合について推計しました。

推計にあたっては、国「地球温暖化対策計画」における対策削減量の根拠資料等を基に、本市の数値を算出しました。

各部門の削減効果とその主な対策は次のとおりです。

(単位：千トンCO ₂)				
温室効果ガス	部門	温室効果ガス排出量 (H35BAU)	温室効果ガス排出量 (H35 対策後)	温室効果ガス削減効果 (H35BAU→H35 対策後)
二酸化炭素	エネルギー転換部門	0.5	0.5	—
	産業部門	319.0	298.4	20.7
	民生家庭部門	249.4	233.3	16.0
	民生業務部門	281.7	264.2	17.5
	運輸部門	183.0	166.3	16.7
	廃棄物起源二酸化炭素	8.2	8.0	0.2
メタン	廃棄物部門	0.6	0.6	—
	農業部門	14.7	14.0	0.8
一酸化二窒素	廃棄物部門	1.3	0.9	0.4
	農業部門	0.8	0.7	0.1
4ガス	産業部門・民生業務部門	32.6	15.5	17.1
	合 計	1,091.7	1,002.2	89.5

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

I 産業部門・・・20.7千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・高効率空調、低炭素工業炉、高性能ボイラー等高効率機器の導入
- ・コージェネレーションの導入
- ・FEMS（工場エネルギー管理システム）の導入 など

II 民生家庭部門・・・16.0千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・高効率給湯器、高効率照明の導入
- ・新築住宅における省エネ基準適合の徹底
- ・既存住宅の断熱改修の推進
- ・浄化槽の省エネ化
- ・HEMSの導入 など

III 民生業務部門・・・17.5千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・業務用給湯器、高効率照明の導入
- ・新築建築物における省エネ基準適合の徹底
- ・建築物の省エネ改修
- ・BEMSの導入 など

IV 運輸部門・・・16.7千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・次世代自動車の普及・燃費改善
- ・トラック輸送の効率化
- ・エコドライブの推進
- ・カーシェアリングの普及 など

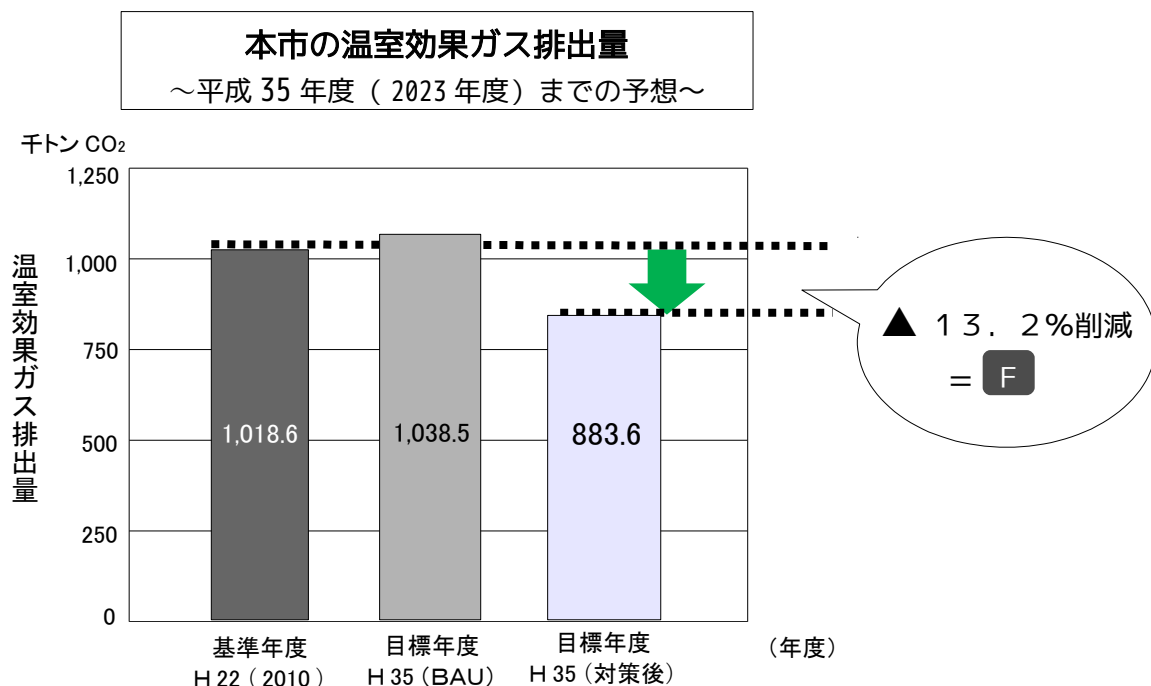
V その他・・・18.5千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・プラスチック容器包装のリサイクル（廃棄物起源二酸化炭素）
- ・下水焼却汚泥施設における燃焼の高度化（一酸化二窒素）
- ・施肥に伴う一酸化二窒素削減（一酸化二窒素）
- ・水田メタン排出削減（メタン）
- ・ガス、製品製造時のノンフロン化（4ガス）
- ・業務用冷凍空調機器の漏えい防止（4ガス） など

F → 本市の温室効果ガス削減目標値

本市では、再生可能エネルギー導入による削減量 **B** と、温室効果ガス対策が行われた後の排出量 **E** を足しあわせ、「基準年度（平成22年（2010年）度）と比較し、平成35年（2023年）度の計画終了年度までに13.2%削減する（=**F**）」という目標値を設定しました。



【資料 10】新エネルギー等検討会議の開催概要

1 会議設置の目的

第2期環境基本計画の策定にあたり、「再生可能エネルギー供給目標値」や「温室効果ガス削減目標値」「事業者の環境配慮指針」については、事業者の動向に依存する部分が大きいことから、直接的に意見を集約・反映することで、より実効性のある計画とすることが可能となります。

そのため、本市の電気、ガス、運輸等のエネルギー関連事業者に、学識経験者を加えた「新エネルギー等検討会議」を開催し、本市の新エネルギー等の施策の方向性について検討を行うことを目的とします。

2 構成委員名簿 ※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は会議開催時による。

	所属団体等	役職等	氏 名
座 長	いわき明星大学	科学技術学部 教授	東 之 弘
委 員	東北電力株式会社 会津若松支社	総務課長	伊 藤 博
委 員	若松ガス株式会社	執行役員	亀岡 芳雄
委 員	富士通セミコンダクター株式会社 会津若松工場	総務部長	佐藤 彰彦
委 員	株式会社グリーン発電会津	専務取締役	齋藤 大輔
委 員	会津若松市建設業組合 (東北土木株式会社代表取締役)	理事	小野 太成
委 員	株式会社リオン・ドールコーポレーション	開発部 マネジャー	田下 和憲
委 員	会津若松トラックセンター協同組合	代表理事	今 井 誠
委 員	会津若松商工会議所	事務局長	渡部 耕三
委 員	特定非営利活動法人 環境保全会議あいづ	理事長	佐々木 篤信

3 開催月日・内容

回	開催日	内 容
第1回	平成24年 (2012年) 8月1日 (木)	○ 講 演 会津若松市のスマートシティに向けた取り組み (アクセンチュア(株)福島イノベーションセンター長 中村彰二郎氏) ○ 講 演 本市を取り巻く新エネルギー[*]の動向 (いわき明星大学・東之弘教授) ○ 会津若松市域からの温室効果ガス排出量に関する説明
第2回	8月27日 (火)	○ 各社・団体の環境負荷低減に向けた取り組み状況の報告 ○ 事業者の環境配慮指針に関する検討 ○ 市が実施した事業者ヒアリングの報告
第3回	9月27日 (金)	○ 再生可能エネルギー導入目標値に関する検討 ○ 温室効果ガス削減目標値に関する検討 ○ 事業者の環境配慮指針に関する検討

4 検討内容及び提言事項

(1) 再生可能エネルギー供給目標について

「会津若松市地域新エネルギービジョン」（平成 15 年（2003 年）3 月策定）の総括及び第 2 期環境基本計画における供給目標値について検討を行った。

◆提言事項

○ 今後重点的な推進に取り組んでいく再生可能エネルギー

本市は猪苗代湖、阿賀川などの水資源に恵まれ、市内各所に用水路が流れていることもあり、その有効活用が期待されること。

また、山林未利用材を活用したバイオマス発電所が立地し、周辺市町村との連携も含めて、木質資源の有効活用を図っていくべきであること。

さらには、年々設置件数が増加している太陽光発電や、背あぶり山周辺など風況が良いと言われている場所での風力発電についても、今後の設置を加速化させ、再生可能エネルギー比率を高めていくこと。

このようなことから、次の 4 つについて、重点的に推進することを提言する。

- ・小水力発電
- ・バイオマス発電・熱利用・燃料化
- ・太陽光発電
- ・風力発電

○ 平成 35 年（2023 年）度までの再生可能エネルギー供給目標値

上記のとおり、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、本市の再生可能エネルギーの比率について、次の目標値を目指していくことを提言する。

- ・一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合
平成 22 年度 41% → 平成 35 年度 60% を目指す
(2010 年度) (2023 年度)

(2) 温室効果ガス削減目標について

第 2 期環境基本計画における温室効果ガス削減目標値について、その妥当性及び実現可能性を含めて検討を行った。

◆提言事項

○ 温室効果ガスの削減目標値

市民アンケートの結果から、省エネの取り組みや再生可能エネルギー設備の導入について、市民に一定程度の意欲が見られることや、事業者についても、大型設備の入れ替えのタイミングで、省エネ型機器に転換されていくことなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みが期待できるものとなっている。

これとあわせて、再生可能エネルギーの導入目標値として提言した、平成 35 年度の再生可能エネルギー比率「60%」を目指して、市でもその推進に積極的に取り組んでいくことや、スマートシティ会津若松を目指した取り組みを進めていくことを勧告し、次の目標値を目指していくことを提言する。

- ・平成 35 年（2023 年）度までに平成 22 年（2010 年）度比で、
温室効果ガス 20%削減 を目指す

※ 上記の提言のあった「再生可能エネルギー供給目標」および「温室効果ガス削減目標」については、改訂版において数値の改訂を行いました。

(3) 「事業者の環境配慮指針」について

前計画において「事業者の役割」として規定していた項目を整理し、第2期環境基本計画においては、事業者が取り組むべき「環境配慮指針」として示すものであり、その内容について検討を行った。

◆提言事項

○ 事業者の環境配慮指針について

- ・ 数値目標を設定することについても検討すること
- ・ より取り組みやすいよう、チェックシート形式とすること
- ・ 分かりやすい指針とするよう、多すぎず、具体性を持たせたものとする
- ・ 業種ごとに指針を分けることも検討すること
- ・ 市民や事業者への効果的な周知方法も検討すること

(4) その他

◆提言事項

○ 計画の目標値の設定について

- ・ 行政は概して目標値の設定に関しては慎重になるが、少し高い目標を設定し、市民や事業者と行政とが、共に同じ目標を目指し協働していくのが、本来のあるべき姿と考える。是非、高い目標を目指してほしい。

○ 今後の進行管理について

- ・ この会議体を解散させずに、目標値が達成できたかどうかをチェックするような場、組織として存続させ、毎年報告会などを開くようにすることを検討していくこと

【資料 11】会津若松市バイオマス活用推進計画（改訂版抜粋）

1 バイオマス活用の現状と目標

(1) 現在のバイオマス活用状況

会津若松市のバイオマス賦存量・利用量・利用率については、次のとおりです。

なお、本計画では、現状の利用率が低く、今後会津若松市が特に重点的に活用を進めていく、生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材を対象とします。

バイオマス賦存量及び利用状況（平成 22 年（2010 年）度）（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算 賦存量	利用方法	利用量	炭素換算 利用量	利用率 (%)
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,868	392	堆肥化	2,354	104	27%
下水汚泥	4,626	444	堆肥化	1,048	101	23%
廃食用油	198	141	BDF 化	51	37	26%
未利用バイオマス						
間伐材	2,837	632		0	0	0%

(2) 目標

目標年度に達成すべき利用量についての目標を定めました。目標年度の賦存量については B A U 推計値等から予測しました。

目標年度（平成 35 年（2023 年）度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算 賦存量	利用方法	利用量	炭素換算 利用量	利用率 (%)
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,386	371	堆肥化	4,193	185	50%
下水汚泥	5,353	514	堆肥化	3,212	308	60%
廃食用油	166	119	BDF 化	100	71	60%
未利用バイオマス						
間伐材	3,406	759	チップ化	681	152	20%

(3) 活用実績

中間評価にあたり、平成 29 年（2017 年）度の賦存量及び利用量、利用率の実績については次のとおりです。

中間評価年（平成 29 年（2017 年）度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算 賦存量	利用方法	利用量	炭素換算 利用量	利用率 (%)
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,798	389	堆肥化	2,075	92	24%
下水汚泥	3,828	367	堆肥化	2,754	264	72%
廃食用油	191	137	BDF 化	105	75	55%

未利用バイオマス						
間伐材	3,546	790	チップ化	714	159	20%

2 バイオマス活用の取り組み方針

中間評価にあたり、平成26年（2014年）度から平成29年（2017年）度までの利用状況を踏まえ、平成31年（2019年）度以降の取り組み方針は次のとおりとします。

(1) 生ごみの活用

家庭用生ごみ処理機等設置への補助制度については毎年20件前後の申請があり、各家庭への生ごみ処理機等の設置は順調に推移しております。このことから、補助制度を継続し、各家庭での堆肥化を引き続き促進することで、家庭からの生ごみの減量化を図ります。

また、学校給食施設からの生ごみについても、市内の給食センターなど19施設から収集が行われ、堆肥化が進められているところであり、引き続きリサイクルを推進します。

さらに、ごみ処理場の建て替えについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合において、平成37年（2025年）度の稼働開始に向け、施設整備に係る基本計画策定が進められているところであり、ごみ焼却施設での発電や廃熱利用などの機能が導入されるよう、引き続き会津若松地方広域市町村圏整備組合へ要望していきます。

(2) 下水汚泥の活用

下水道供用区域が拡大し、下水汚泥の発生量は増加すると見込まれていますが、下水浄化工場内における堆肥化（汚泥発酵肥料「あいづ土根性」）や堆肥工場への搬出は、毎年一定量進められており、引き続きこうした取り組みにより下水汚泥の利用を推進します。

また、下水消化ガス発電設備については、平成31年（2019年）度以降、下水浄化工場において増設が予定されており、バイオマス資源のさらなる活用が図られるものと見込まれます。

(3) 廃食用油の活用

近郊のNPO法人において、ホテル・飲食店・病院等から回収した廃食用油や、集団回収で各家庭から集められた廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製しており、資源物回収奨励金交付制度を継続し、廃食用油の回収促進を進めます。

他方、公用車でのバイオディーゼル燃料活用は継続しているものの、これまで活用していたバス会社やタクシー会社では、車両の買い替えなどによりバイオディーゼル燃料の使用量が減少しております。

また、平成21年（2009年）度から市民協働の取り組みとして行ってきた「菜の花プロジェクト」については、栽培を担う団体の高齢化や収入額の減少により、残念ながら実行委員会が解散となりました。

こうしたことから、環境教室や生涯学習出前講座におけるバイオディーゼル燃料の普及啓発や公用車でのバイオディーゼル燃料の利用を継続するとともに、事業者の利用状況や国県の動向などを見ながら、廃食用油の活用促進に向け、新たな活用方法などについても情報収集を進めます。

(4) 間伐材の活用

間伐材の搬出支援（会津材循環利用促進事業補助金）については、創設以来、搬出運搬量は増加傾向にあるほか、間伐材を燃料としている市内の木質バイオマス発電施設も順調に操業しており、引き続き支援を継続することで、間伐材の活用促進を図ります。

また、ペレットストーブ等の木質バイオマスを利用した暖房器具についても、引き続き各小学校等公共施設への設置を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を図ることで、木質バイオマスのさらなる利用拡大を目指します。

3 中間評価以降の取り組み工程

計画期間のうち中間評価以降の取り組み工程を以下に示します。

利活用項目	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2020)	H35 (2023)	
生ごみの活用						事後 評価
	・家庭用生ごみ処理機等の普及促進 ・生ごみ堆肥化の促進 ・生ごみ活用設備の導入要望					
下水汚泥の活用						
	・堆肥化した汚泥の利用推進 ・堆肥工場への搬出促進					
						事後 評価
	・消化ガス発電設備の増設					
廃食用油の活用						
	・廃食用油の回収促進 ・バイオディーゼル燃料の普及啓発 ・バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の利用継続					
間伐材の活用						事後 評価
	・間伐材の活用促進 ・ペレットストーブの公共施設への導入検討 ・市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発					

【資料 11-1】会津若松市バイオマス活用推進計画 中間報告書

1 中間評価の目的

会津若松市バイオマス活用推進計画の策定から平成 30 年（2018 年）度で 5 年が経過することから、第 2 期環境基本計画に掲げたバイオマスの利活用目標の進捗状況を整理し、必要に応じて見直しを行います。

評価対象期間は平成 26 年（2014 年）度～平成 29 年（2017 年）度で評価します。

2 バイオマス活用状況

利用量の経年変化は以下のとおりです。

バイオマスの種類	賦存量 (t)	炭素換算 賦存量 (千t-CO2)	炭素換算利用量 (千t-CO2)				利用率(%)				
	現状値(H22年度)		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H22年度)	中間評価値 (H29年度)	中期目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	達成率 (H29/H35)
廃棄物系バイオマス											
生ごみ	8,868	392	93	102	95	92	27	24	40	50	48
下水汚泥	4,626	444	269	262	267	264	23	72	60	60	120
廃食用油	198	141	82	82	81	75	26	55	40	60	91
未利用系バイオマス											
間伐材	2,837	632	154	259	189	159	0	20	17	20	100

3 取り組みの進捗状況

具体的な取り組み内容の進捗状況は以下のとおりです。

(1) 生ごみの活用

○家庭用生ごみ処理機等の普及啓発

事業名	「生ごみ処理機等設置補助金交付制度」（ごみ減量化事業補助金）	
取り組み 内容	【概要】 一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を設置する者に対し、補助金を交付	
	【交付対象者】 市の区域に住所を有する者（法人は対象外）	
	【補助対象等】	
		家庭用生ごみ処理機
	補助対象	電動式、手動式
	補助金額	購入費用の 1/2
	補助限度額	20,000 円
	その他	同一年度に 1 世帯につき 1 基まで対象

進捗

【交付実績】				
年度	家庭用生ごみ処理機		家庭用生ごみ処理容器	
	交付件数（件）	交付金額（円）	交付件数（件）	交付金額（円）
26	2	40,000	15	34,800
27	7	116,000	13	29,000
28	7	132,000	12	26,100
29	10	200,000	8	17,600

○生ごみ堆肥化の促進

事業名	「学校給食施設等生ごみリサイクル事業」			
取り組み内容	【概要】 資源の有効利用とごみの減量化を図るため、一般廃棄物処理業の許可を有する事業者の施設において、市内の学校給食施設等から排出される調理残渣や食べ残し等の生ごみを堆肥化处理 【収集施設】 19 施設（学校 10 校、給食センター 8 施設、保育所 1 施設） 【処理事業者】 2 社（いずれも市内）			
進捗	【処理実績】			
	年度	処理量（kg）	年度	処理量（kg）
	26	105,980	28	93,500
	27	98,060	29	83,910

○生ごみ活用設備の導入要望

取り組み内容	【概要】 会津若松地方広域市町村圏整備組合が建て替えを計画している新たなごみ処理施設（中間処理施設）において、生ごみを有効活用できる設備を導入できるよう要望。 平成 28 年（2016 年）6 月には、施設整備基本計画検討委員会が、生ごみ処理を行うごみ焼却施設を「エネルギー回収推進施設」と位置づけ、発電と余熱利用を行うよう組合管理者に答申		
進捗	【経過】 平成 25 年（2013 年） ごみ処理施設（中間処理施設）の建て替えを決定 平成 27 年（2015 年） 施設整備基本計画検討委員会の設置 平成 28 年（2016 年） 同委員会が組合管理者に「基本計画に関する基本的事項」について答申 【答申の内容（抜粋）】 ＜基本コンセプト＞ ③発電等の熱回収による余熱利用 可燃ごみの処理は、エネルギー回収推進施設（ごみ焼却処理施設）で行い、施設で発生する余熱を積極的に回収・利用する。また、発電などの利用により化石燃料使用量の抑制を目指す。		

(2) 下水汚泥の活用

○堆肥化した汚泥の利用推進

取り組み名	汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配布																	
取り組み内容	【概要】 下水汚泥の有効活用のため、下水浄化工場で発生する汚泥を堆肥化し、希望する方へ無償で配布 【肥料】 汚泥発酵肥料「あいづ土根性」（平成 15 年 12 月 25 日農林水産大臣登録（登録番号 84630））※放射能濃度（セシウム合計値）：検出せず（平成 30 年 4 月）																	
進捗	【実績】 <table><tr><th>年度</th><th>堆肥化した汚泥量（kg）</th><th>配付量（kg）</th></tr><tr><td>26</td><td>17,000</td><td>3,018</td></tr><tr><td>27</td><td>20,200</td><td>6,920</td></tr><tr><td>28</td><td>20,000</td><td>7,606</td></tr><tr><td>29</td><td>20,000</td><td>6,573</td></tr></table>			年度	堆肥化した汚泥量（kg）	配付量（kg）	26	17,000	3,018	27	20,200	6,920	28	20,000	7,606	29	20,000	6,573
年度	堆肥化した汚泥量（kg）	配付量（kg）																
26	17,000	3,018																
27	20,200	6,920																
28	20,000	7,606																
29	20,000	6,573																

○堆肥工場への搬出促進

取り組み名	民間堆肥工場への下水汚泥の搬出																									
取り組み内容	【概要】 下水汚泥の有効活用のため、下水浄化工場及び北会津北部浄化センターで発生する汚泥を民間の堆肥製造事業者へ搬出し、堆肥化を促進																									
進捗	【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">搬出量 (t)</th></tr> <tr> <th>下水浄化工場</th><th>北会津北部 浄化センター</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>2,339.81</td><td>445.94</td><td>2,785.75</td></tr> <tr> <td>27</td><td>2,288.27</td><td>419.73</td><td>2,708.00</td></tr> <tr> <td>28</td><td>2,386.30</td><td>370.67</td><td>2,756.97</td></tr> <tr> <td>29</td><td>2,328.95</td><td>405.28</td><td>2,734.23</td></tr> </tbody> </table>			年度	搬出量 (t)			下水浄化工場	北会津北部 浄化センター	合計	26	2,339.81	445.94	2,785.75	27	2,288.27	419.73	2,708.00	28	2,386.30	370.67	2,756.97	29	2,328.95	405.28	2,734.23
年度	搬出量 (t)																									
	下水浄化工場	北会津北部 浄化センター	合計																							
26	2,339.81	445.94	2,785.75																							
27	2,288.27	419.73	2,708.00																							
28	2,386.30	370.67	2,756.97																							
29	2,328.95	405.28	2,734.23																							

○消化ガス発電設備の増設検討

取り組み内容	【概要】 下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス（メタン等）を活用する発電設備を下水浄化工場に設置（平成 27 年（2015 年）3 月稼働）。消化ガスの有効利用のため、さらなる増設を検討
--------	--

進捗	【発電設備】 1基（出力25kW）			
	【発電実績】			
	年度	発電量（kWh）	年度	発電量（kWh）
	26	11,933	28	196,383
	27	195,895	29	196,300

(3) 廃食用油の活用

○廃食用油の回収促進

事業名	「資源物回収奨励金交付制度」				
取り組み内容	【概要】 資源物の再利用化及びごみの減量運動の推進に資するため、町内会など市内の各種団体が廃食用油などの再生利用可能な資源物の回収を実施する場合に、奨励金を交付 【対象資源物】 廃食用油（植物性油）※このほか、古紙類等も奨励金交付対象 【算定基準】 3円/kg（1ℓを1kgに換算）				
進捗	【交付実績】				
	年度	交付団体数	回収量（kg）	交付金額（円）	<参考> 登録団体数
	26	21	1,554	4,662	229
	27	21	1,584	4,752	229
	28	19	1,629	4,887	212
	29	20	1,474	4,422	200

○バイオディーゼル燃料の普及啓発

事業名	「環境教室」及び「生涯学習出前講座」の開催				
取り組み内容	【概要】 バイオディーゼル燃料（BDF）への理解促進を図るため、市民を対象にした「環境教室」や「生涯学習出前講座」などを開催 【内容】 ①「環境教室」 ・こども環境教室「エコろうそくをつくろう！」（廃食用油を利用したろうそくづくり）※バイオディーゼル燃料を利用する公用車の展示 ・市民環境教室「再生可能エネルギー見学バスツアー」（バイオディーゼル燃料製造所を含む再生可能エネルギー関連施設の見学） ②「生涯学習出前講座」 ・学校や団体などの要望に応じて、再生可能エネルギー、地球温暖化などに関する講座を開催 ・公用車へのバイオディーゼル燃料利用など市の取り組みを紹介				

進捗

【開催実績】				
年度	環境教室		生涯学習出前講座	
	開催回数 (回)	のべ参加人数 (人)	開催回数 (回)	のべ参加人数 (人)
26	3	95	8	97
27	2	59	8	318
28	2	52	5	60
29	2	74	2	30

○バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討

取り組み 内容	【概要】 バイオディーゼル燃料（BDF）への普及促進を図るため、公用車において利用
進捗	【実績】 平成21年（2010年）度、公用車（トラック）1台にバイオディーゼル燃料利用開始。以後、継続してごみ収集等に利用。平成29年（2017年）度からさらに1台の公用車（トラック）に利用 また、「環境教室」において展示を行い、バイオディーゼル燃料への理解促進を図っている。

○菜の花プロジェクトの推進

取り組み 内容	【概要】 平成21年（2010年）度に、廃食用油の利活用による循環型社会の形成を目的に設立された「会津若松市菜の花エコフェスティバル実行委員会」（平成26年（2014年）に改称）では、菜の花の栽培や市民向けの啓発イベントの開催など、バイオマス資源の普及促進に関する事業を行ってきた。 しかしながら、栽培を担ってきた団体の高齢化、補助金の終了に伴う収入不足等により、菜の花の栽培が困難となり、平成27年（2015年）5月末で事業は終了、実行委員会も解散となった。 【主な事業】 ・菜の花鑑賞会、収穫体験会、菜種まき体験会等の開催 ・環境フェスタ、地産地消まつり等への出展 ・勉強会の開催 など
進捗	【主な経過】 平成22年（2010年）1月 会津若松市菜の花フェスティバル実行委員会設立 平成22年（2010年）5月 菜の花鑑賞会の開催（参加者362名） ※以後、平成25年（2013年）度まで鑑賞会や収穫体験会等を毎年開催（平成26年（2014年）度は市民向けの啓発イベントの開催なし） 平成27年（2015年）5月 実行委員会 解散

(3) 間伐材の活用

○間伐材の新しい搬出先の確保

事業名	「会津材循環利用促進事業補助金交付制度」																																						
取り組み内容	【概要】 間伐材の安定供給・有効利用を図るため、森林経営計画を策定して間伐事業を行う林業事業体（森林組合等）に対し、補助金を交付 【補助対象者】 林業事業体 【補助金額】 1,500 円/材積 1m ³ 【補助対象経費】 間伐材を山元土場から原木市場、製材所、チップ工場等まで運搬する経費																																						
進捗	【交付実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="4">用途別間伐材搬出運搬量 (m³)</th><th rowspan="2">交付金額 (千円)</th></tr> <tr> <th>建築用材</th><th>合板用</th><th>燃料チップ</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>985</td><td>987</td><td>1,928</td><td>3,900</td><td>5,850</td></tr> <tr> <td>27</td><td>1,221</td><td>1,127</td><td>3,244</td><td>5,592</td><td>8,388</td></tr> <tr> <td>28</td><td>688</td><td>1,945</td><td>2,367</td><td>5,000</td><td>7,500</td></tr> <tr> <td>29</td><td>625</td><td>1,377</td><td>1,989</td><td>3,991</td><td>5,987</td></tr> </tbody> </table>					年度	用途別間伐材搬出運搬量 (m ³)				交付金額 (千円)	建築用材	合板用	燃料チップ	計	26	985	987	1,928	3,900	5,850	27	1,221	1,127	3,244	5,592	8,388	28	688	1,945	2,367	5,000	7,500	29	625	1,377	1,989	3,991	5,987
年度	用途別間伐材搬出運搬量 (m ³)				交付金額 (千円)																																		
	建築用材	合板用	燃料チップ	計																																			
26	985	987	1,928	3,900	5,850																																		
27	1,221	1,127	3,244	5,592	8,388																																		
28	688	1,945	2,367	5,000	7,500																																		
29	625	1,377	1,989	3,991	5,987																																		

○ペレットストーブの公共施設への導入検討

事業名	「福島県森林環境交付金（地域提案重点枠）」の活用																													
取り組み内容	【概要】 県森林環境交付金を活用し、学校などの市有施設にペレットストーブを導入 【対象者】 市町村有施設、学校並びに未就学児が通う幼稚園および保育施設 【補助率】 10/10（交付金上限 400 千円／台） 【補助対象経費】 ペレットストーブまたは薪ストーブ導入費用																													
進捗	【導入実績（市有施設のみ）】 <table><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>台数</th><th>導入場所</th><th>事業費（千円）</th></tr><tr><td>26</td><td>1</td><td>3</td><td>永和小学校</td><td>1,200</td></tr><tr><td>27</td><td>1</td><td>3</td><td>日新小学校</td><td>1,200</td></tr><tr><td>28</td><td>1</td><td>6</td><td>謹教小学校</td><td>2,400</td></tr><tr><td>29</td><td>1</td><td>3</td><td>湊中学校</td><td>1,200</td></tr></table>					年度	件数	台数	導入場所	事業費（千円）	26	1	3	永和小学校	1,200	27	1	3	日新小学校	1,200	28	1	6	謹教小学校	2,400	29	1	3	湊中学校	1,200
年度	件数	台数	導入場所	事業費（千円）																										
26	1	3	永和小学校	1,200																										
27	1	3	日新小学校	1,200																										
28	1	6	謹教小学校	2,400																										
29	1	3	湊中学校	1,200																										

○市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発

取り組み内容	【概要】 木質バイオマスの利用拡大を図るため、市ウェブサイトにおいて、ペレットストーブを紹介するページを公開しているほか、県が実施するペレットストーブ等導入に係る補助制度の情報を提供
--------	---

4 取り組み工程の状況

各利活用項目の取り組み工程の状況は以下のとおりです。

利活用項目		H26	H27	H28	H29	H30
生ごみの活用	計画	・家庭用生ごみ処理機等の普及啓発 ・生ごみ堆肥化の促進 ・生ごみ活用設備の導入要望				
	実績	・家庭用生ごみ処理機等の普及啓発 生ごみ処理機等設置補助金交付制度 ・生ごみ堆肥化の促進 「学校給食施設等生ごみリサイクル事業」 ・生ごみ活用設備の導入要望 施設整備基本計画 検討委員会による 検討・答申				
下水汚泥の活用	計画	・堆肥化した汚泥の利用推進 ・堆肥工場への搬出促進 消化ガス 発電設備 設置・稼働 ・消化ガス発電設備の増設検討				
	実績	・堆肥化した汚泥の利用促進 汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配布 ・堆肥工場への搬出促進 民間堆肥工場への下水汚泥の搬出 ・消化ガス発電設備の増設検討 消化ガス 発電設備 設置・稼働 消化ガス発電設備 増設・稼働				

廃食用油の活用	計画	・ 廃食用油の回収促進 ・ バイオディーゼル燃料の普及啓発 ・ バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討 ・ 菜の花プロジェクトの推進
	実績	・ 廃食用油の回収促進 「資源物回収奨励金交付制度」 ・ バイオディーゼル燃料の普及啓発 「環境教室」及び「生涯学習出前講座」の開催 ・ バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討 公用車に利用 ・ 菜の花プロジェクトの推進 実行委員会の解散
	計画	・ 間伐材の新しい搬入先の確保 ・ ペレットストーブの公共施設への導入検討 ・ 市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発
	実績	・ 間伐材の新しい搬出先の確保 「会津材循環利用促進事業補助金交付制度」 ・ ペレットストーブの公共施設への導入検討 「福島県森林環境交付金（地域提案重点枠）」の活用 ・ 市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発 市ウェブサイトでの情報提供

5 取り組みの評価と課題

(1) 生ごみの活用

家庭用生ごみ処理機等設置への補助制度については毎年 20 件前後の申請があり、各家庭への生ごみ処理機等の設置は順調に推移しております。このことから、補助制度を継続し、各家庭での堆肥化を引き続き促進することで、家庭からの生ごみの減量化を図ります。

また、学校給食施設からの生ごみについても、市内の給食センターなど 19 施設から収集が行われ、堆肥化が進められているところであり、引き続きリサイクルを推進します。

さらに、ごみ処理場の建て替えについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合において、平成 37 年（2025 年）度の稼働開始に向け、施設整備に係る基本計画策定が進められているところであり、ごみ焼却施設での発電や廃熱利用などの機能が導入されるよう、引き続き会津若松地方広域市町村圏整備組合へ要望していきます。

(2) 下水汚泥の活用

下水道供用区域が拡大し、下水汚泥の発生量は増加すると見込まれていますが、下水浄化工場内における堆肥化（汚泥発酵肥料「あいづ土根性」）や堆肥工場への搬出は、毎年一定量進められており、引き続きこうした取り組みにより下水汚泥の利用を推進します。

また、下水消化ガス発電設備については、平成 31 年（2019 年）度以降、下水浄化工場において増設が予定されており、バイオマス資源のさらなる活用が図られるものと見込まれます。

(3) 廃食用油の活用

近郊の NPO 法人において、ホテル・飲食店・病院等から回収した廃食用油や、集団回収で各家庭から集められた廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製しており、資源物回収奨励金交付制度を継続し、廃食用油の回収促進を進めます。

他方、公用車でのバイオディーゼル燃料活用は継続しているものの、これまで活用していたバス会社やタクシー会社では、車両の買い替えなどによりバイオディーゼル燃料の使用量が減少しております。また、平成 21 年（2010 年）度から市民協働の取り組みとして行ってきた「菜の花プロジェクト」について、栽培を担う団体の高齢化や収入額の減少により、残念ながら実行委員会が解散となりました。

こうしたことから、環境教室や生涯学習出前講座におけるバイオディーゼル燃料の普及啓発や公用車でのバイオディーゼル燃料の利用を継続するとともに、事業者の利用状況や国県の動向などを見ながら、廃食用油の活用促進に向け、新たな活用方法などについても情報収集を進めます。

(4) 間伐材の活用

間伐材の搬出支援（会津材循環利用促進事業補助金）については、創設以来、搬出運搬量は増加傾向にあるほか、間伐材を燃料としている市内の木質バイオマス発電施設も順調に操業しており、引き続き支援を継続することで、間伐材の活用促進を図ります。

また、ペレットストーブ等の木質バイオマスを利用した暖房器具についても、引き続き各小学校等公共施設への設置を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を図ることで、木質バイオマスのさらなる利用拡大を目指します。

6 計画の見直し

上記を踏まえ、以下のとおり計画を見直します。

○「菜の花プロジェクトの推進」の削除

「菜の花プロジェクト」の実施主体であった実行委員会が解散したため、この取り組み項目を削除します。

【資料 12】 市民・事業者等の環境意識調査結果

1 調査概要

対象	対象者数		回答者数			実施期間（改訂時）
	策定時	改訂時	策定時	改訂時	回答率	
市民	1,000 名	1,000 名	418 名	371 名	37.1%	平成 30 年（2018 年） 4 月 27 日～5 月 25 日
区長	505 名	506 名	306 名	244 名	48.3%	
児童生徒	752 名	739 名	694 名	612 名	82.9%	
保護者	752 名	739 名	616 名	641 名	86.8%	
教員	563 名	506 名	465 名	437 名	86.4%	
事業者	3,600 社	3,750 社	144 社	99 社	2.7%	平成 30 年（2018 年） 4 月 4 日～5 月 18 日
計	7,172 名	7,240 名	2,643 名	2,404 名	33.2%	

※ 事業者以外は無記名回答

※ 事業者の対象者数は、各経済団体へ配付依頼したため重複があります。

2 対象者の抽出方法

市 民：19歳以上の方から無作為抽出（郵送による発送／回収）

区 長：全区長 506 名（郵送による発送／回収）

児 童：市立小学校5年生と市立中学校2年生（各校1クラスを抽出）

保護者： 〃 の保護者

教 員：市立小学校、市立中学校の教員

事業者： 会津若松商工会議所、あいづ商工会及び会津若松法人会へ配付依頼（ウェブ及びファックス等にて回答）

3 調査の主旨

環境行政の基本となる環境基本計画の改訂を行うにあたり、市民の本市の環境に関する現状認識や今後の環境保全等への意向、並びに福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する不安等の把握を行うため意識調査を実施しました。

4 その他

各設問については、本計画の策定にあたり、特に参考としたものを抜粋して掲載しました。また、各設問の自由回答等についても、主だったものを抜粋して掲載しました。

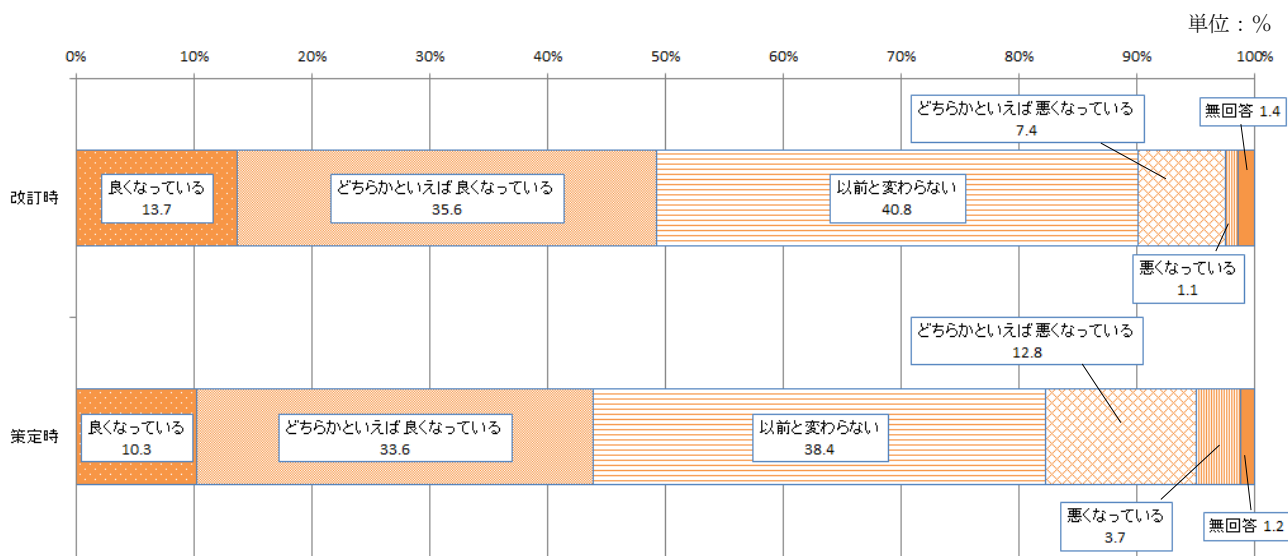
I 環境について

《市の環境（自然、景観、公害など）》

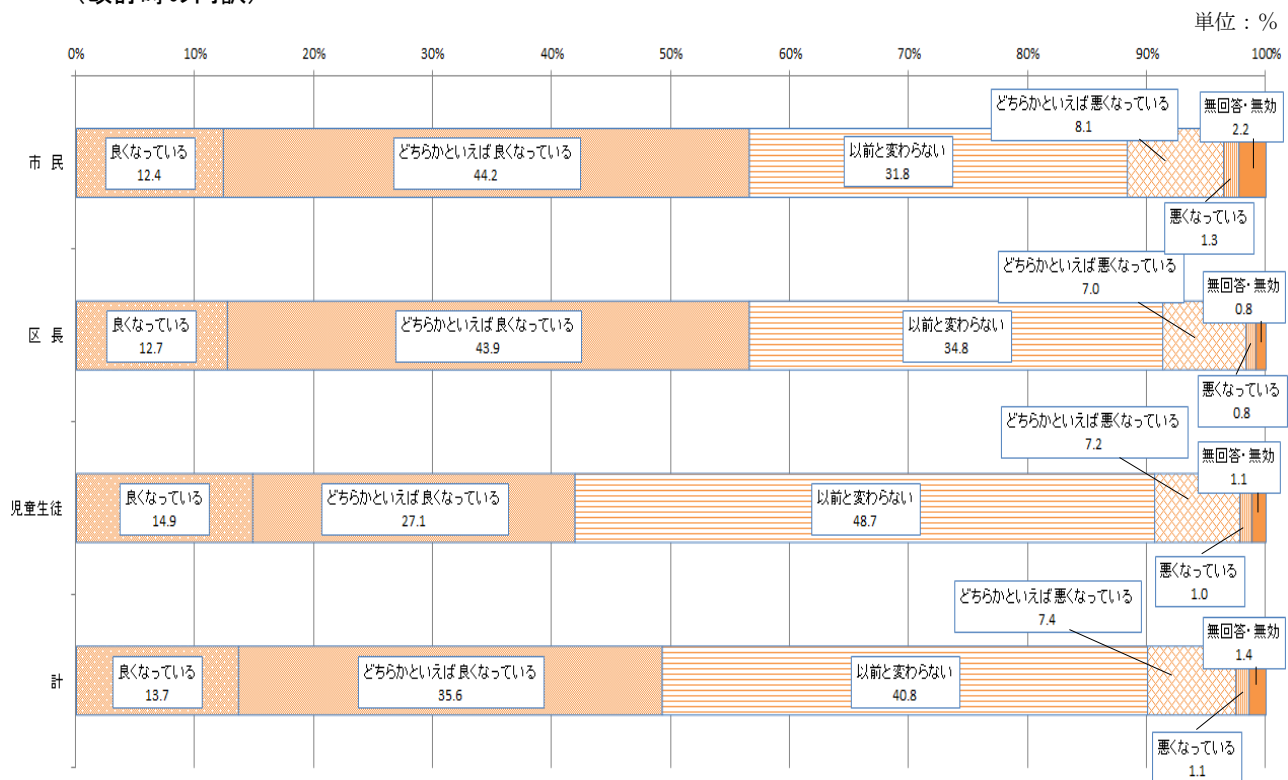
【問1】市の環境について、4～5年前と比べてどのように感じていますか？最も近いものを1つ選んでください。
 ＜対象：市民、区長、児童生徒＞

※児童生徒用設問

最近の市の環境について、どのように感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。



（改訂時の内訳）



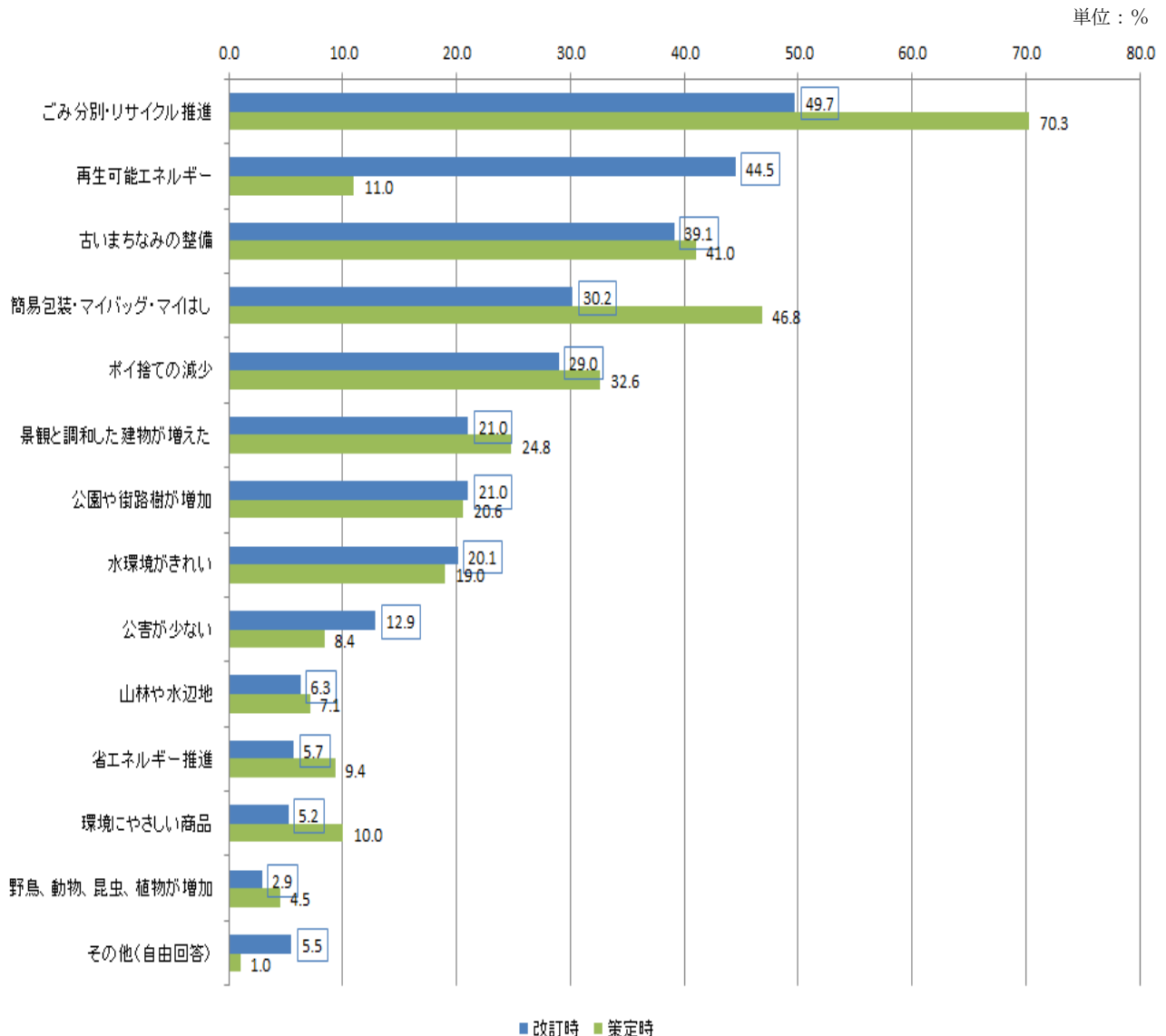
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「良くなっている」・「どちらかといえば良くなっている」との回答は全体の49.3%で、計画策定時の調査から約6ポイント増えた一方、「悪くなっている」・「どちらかといえば悪くなっている」との回答は8.5%で、計画策定時の調査から大幅に減少した。他方、「以前と変わらない」と回答した方は4割を超えた。

【問2】（問1で「良くなっている」、「どちらかといえば良くなっている」と回答した方）

市の環境について、4～5年前と比べてどのようなことが良くなったと感じていますか？ 該当するものを3つまで選んでください。

<対象：市民、区長>



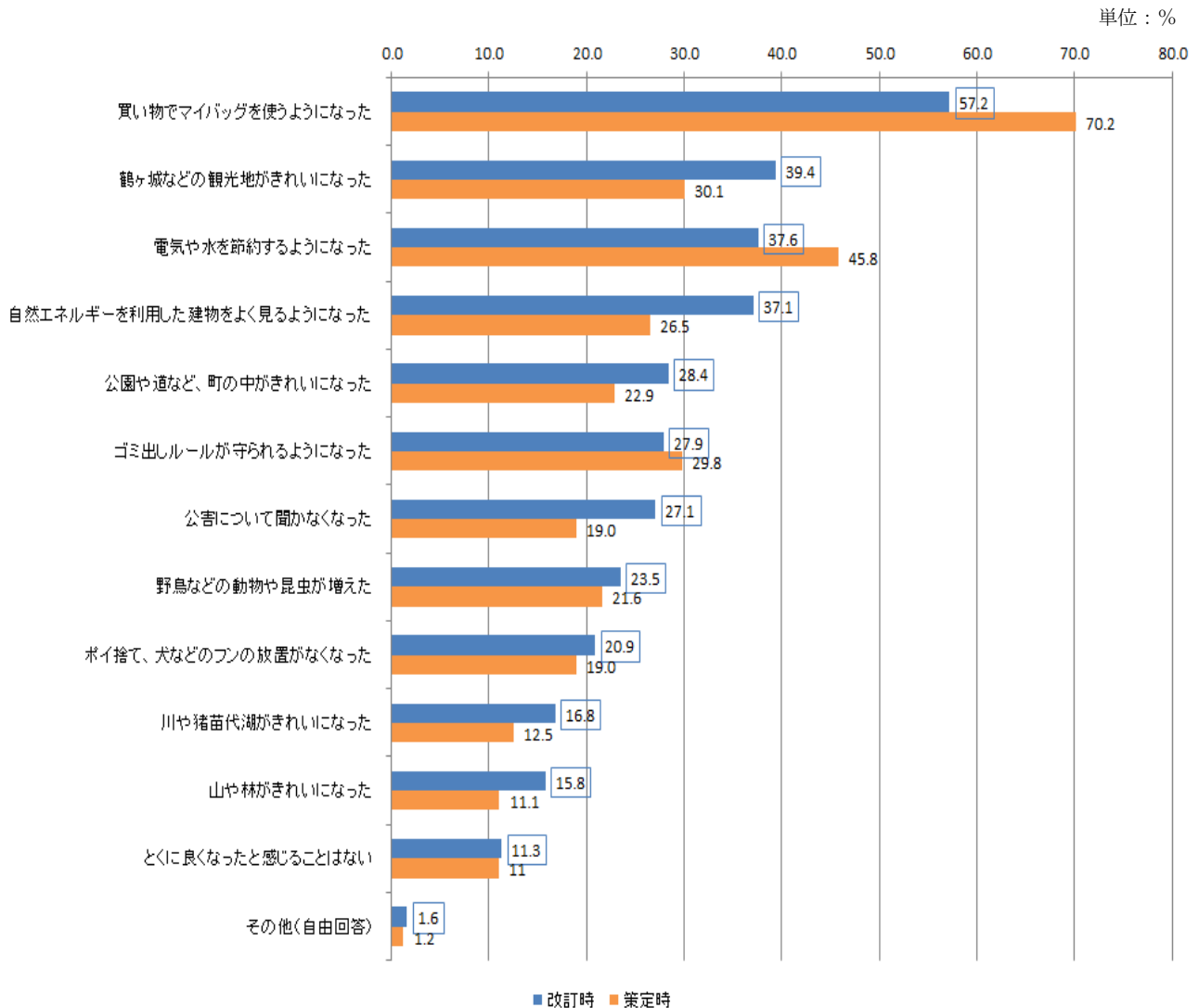
～自由回答～

- ・街中から電柱が消え、景色が良くなっていると思う。側溝が整備され、異臭がなく、とてもいい生活環境ができたと思います。【市民（60歳代）】
- ・七日町通りの景観がよくなった。【市民（50歳代）】
- ・ごみの分別、リサイクルもだいぶ良くなっています。風力発電も目立ちます。【区長（80歳代以上）】
- ・国道118号線、会津高校入口の道路の拡張工事や門田中野周辺の拡張工事など、歩行者や電線地中化などにより、景観などが大変よくなっていることが感じられる。【区長（70歳代）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみ分別・リサイクル推進」が最も高く、次いで「再生可能エネルギー」、「古いまちなみの整備」の順となっている。「再生可能エネルギー」は計画策定時の調査よりも大幅に回答率が高くなっており、計画策定以降、風力発電所をはじめ、市内各所に再生可能エネルギー施設が設置されたことにより、市民や区長の認知度が高まったと思われる。

【問2-1】 あなたの家のまわりの環境やまわりの人の行動で、良くなったと感じることを選んでください。いくつでも選べます。
＜対象：児童生徒＞



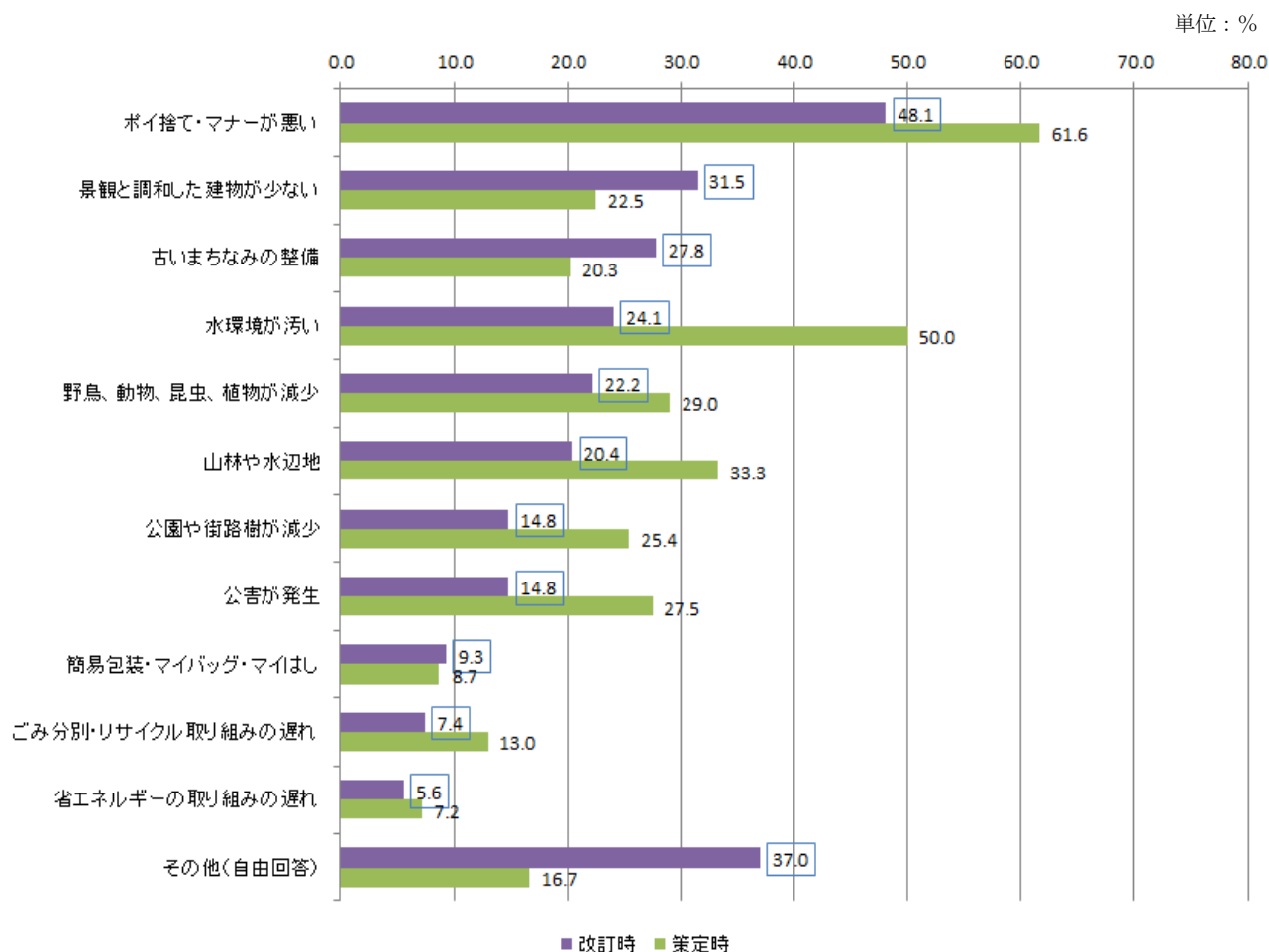
～自由回答～

- ・ 花が町の色んな所に植えてあって気持ちいい。【児童生徒（小学5年）】
- ・ ポイ捨てが減った。【児童生徒（小学5年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

19歳以上の市民や区長を対象とした設問と同様、「再生可能エネルギー（自然エネルギー）」は計画策定時の調査から回答率が高くなっている。

【問3】（問1で「どちらかといえば悪くなっている」、「悪くなっている」と回答した方）
 市の環境について、4～5年前と比べてどのようなことが悪くなったと感じていますか？ 該当するものを3つまで選んでください。
 ＜対象：市民、区長＞



～自由回答～

- ・空き家が目立ってきており、かなり老朽化して景観的にもかなりひどくなっている。【市民（50歳代）】
- ・道路沿いの小さな川の汚れが目立つ、ほんと汚いです。車で行動する人ばかりで、小鳥たちの生息の場という意識がない。【市民（60歳代）】
- ・湯川の中地のヨシや柳の木にゴミが引っかかって、水の流れが良く見られない。【区長（70歳代）】
- ・カラス公害。【区長（80歳代以上）】
- ・道路に穴が空いたまま直されていない場合が多く、走りづらい。空き家が多くなり危険が増えつつある。【区長（70歳代）】

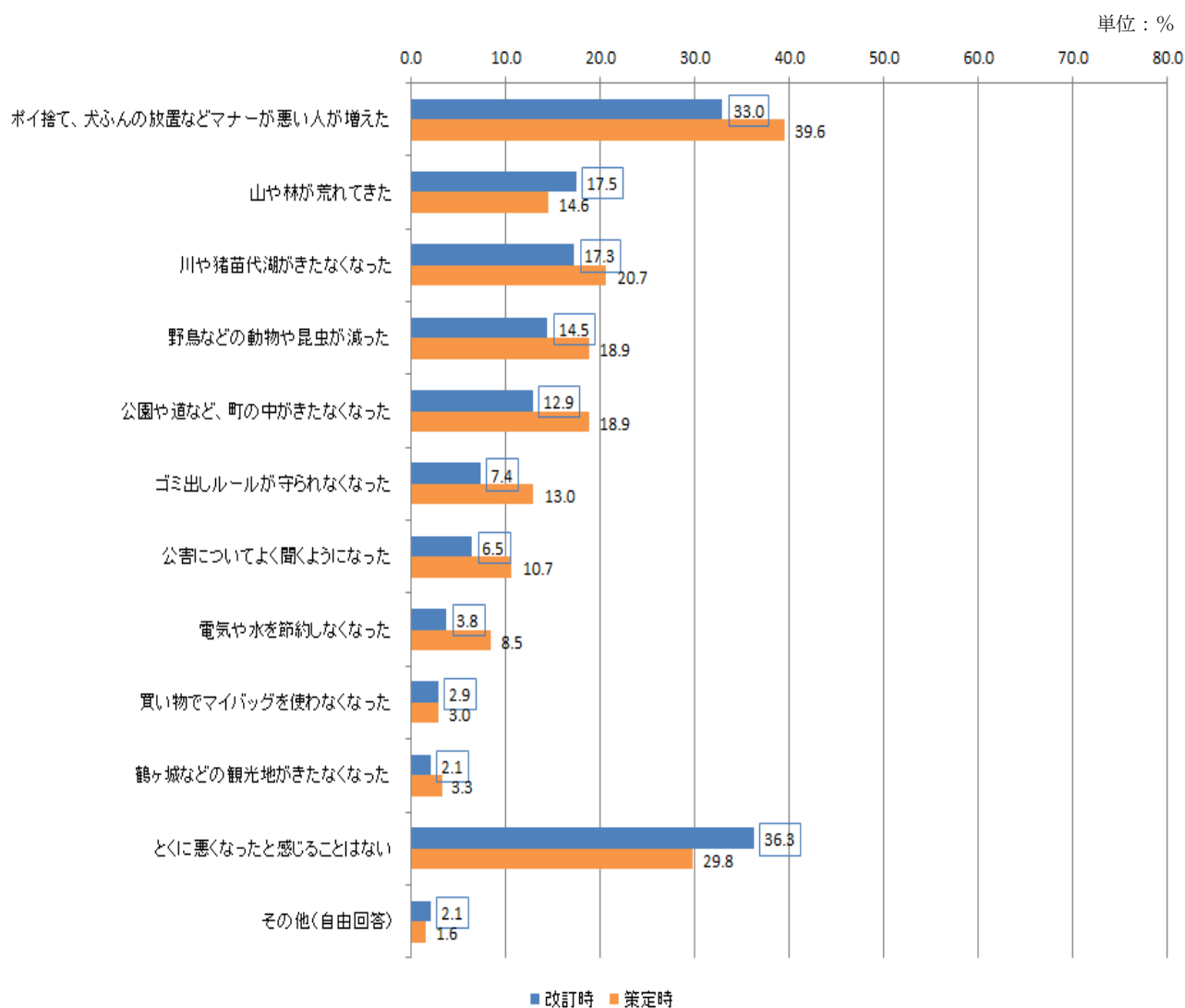
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ポイ捨て・マナーが悪い」が最も高く、次いで「景観と調和した建物が少ない」、「古いまちなみの整備」の順となっている。「ポイ捨て・マナー」については、計画策定時の調査から回答率が低くなったものの、依然回答者全体の半数近い方が悪くなっていると感じている。

他方、「水環境」については、大幅に回答率が低くなり、多くの市民や区長が、河川などの水環境の改善を実感していると思われる。

自由回答では、空き家が増え、景観に悪影響を及ぼしているとの回答が多く見られた。

【問3-1】あなたの家のまわりの環境やまわりの人の行動で、悪くなったと感じることを選んでください。いくつでも選べます。
 ＜対象：児童生徒＞



～自由回答～

- ・通りすがりの人がゴミの日ではない日に捨ててる。迷惑です。【児童生徒（小学5年）】
- ・空き缶やタバコのポイ捨てマナーが悪い人が少し増えた。【児童生徒（小学5年）】
- ・ゴミ捨て場がカラスに荒らされている。【児童生徒（中学2年）】
- ・道路がガタガタ（所々）。【児童生徒（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

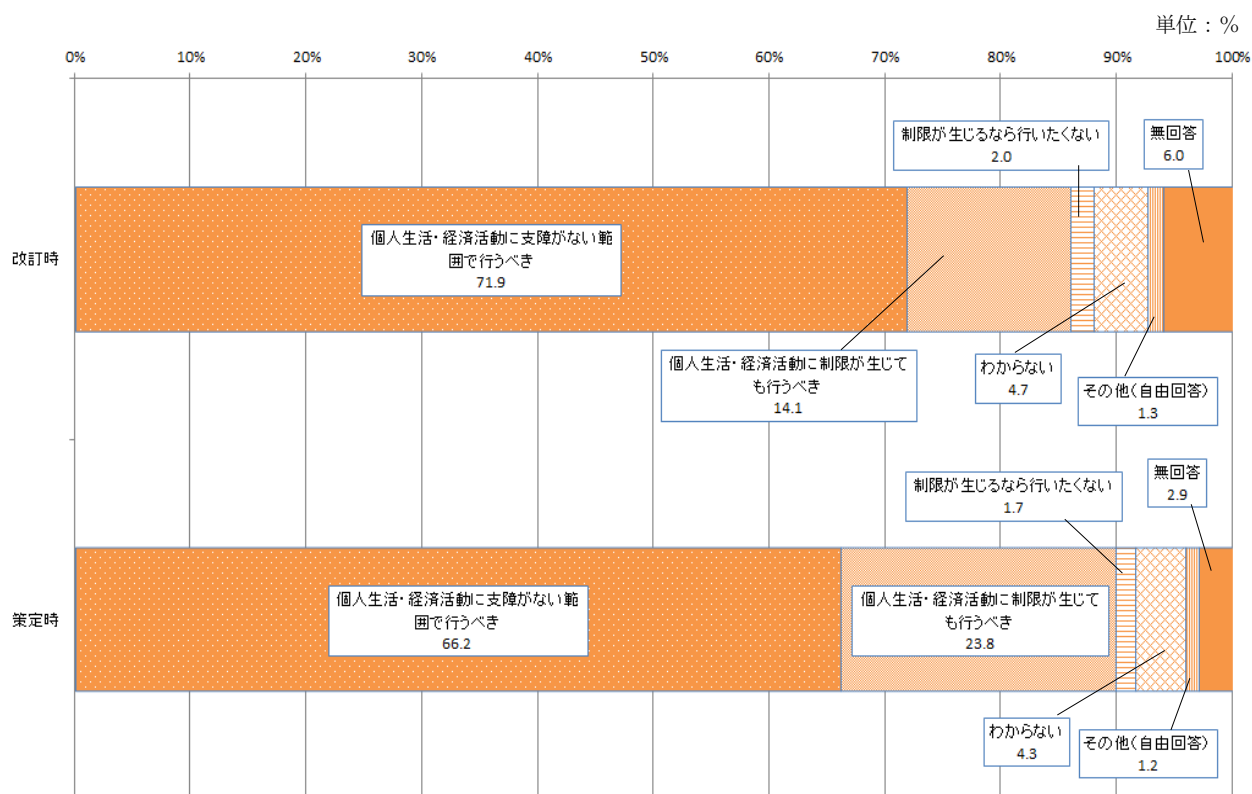
19歳以上の市民や区長を対象にした設問と同様、「ポイ捨て、犬ふんの放置などマナーが悪い人が増えた」が最も高いが、計画策定時の調査と比較すると、悪くなったという回答率はほとんどの項目で低くなった。

「とくに悪くなったと感じることはない」との回答も3割以上あった。

《環境配慮と個人生活について》

【問4】省エネルギーの取り組みや環境に配慮した商品（省エネ型家電、エコカーなど）の選択といった環境に配慮した行動は、個人生活とのかかわりが大きく、また、経済的な負担を伴うこともあります。あなたの考えにもっとも近いものを1つ選んでください。

＜対象：市民、区長＞



～自由回答～

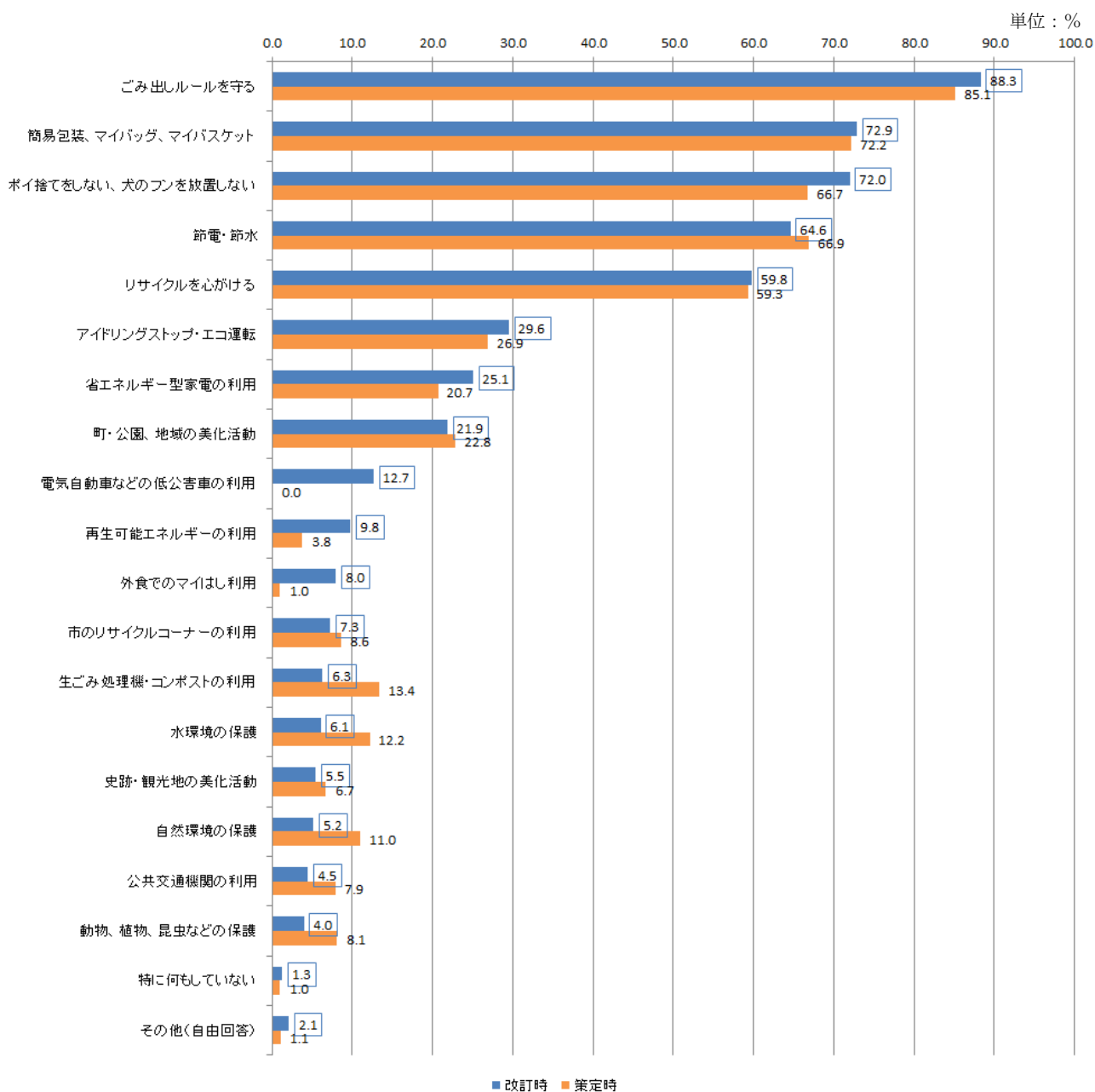
- ・「制限」は今よりももう少しの範囲であればと思います。【市民（50歳代）】
- ・市や県で省エネ家電やエコカーを購入する際の補助金を出してもらえると大変ありがたい。【市民（40歳代）】
- ・省エネやリサイクルシステムの強化は必要で最優先だが、自然保護にはそれぞれ捉え方が違ってくる。自然は人間が上手に関わっていかないと、ある意味自然が崩壊する。人間と自然の共存が理想である。【区長（60歳代）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

個人の生活・経済活動を優先し、環境等への配慮は、「支障ない範囲で行うべき」、「制限が生じるなら行いたくない」と回答した方が、全体の73.9%となっており、計画策定時の調査結果と同様、環境等への配慮は「制限が生じてもうべき」と回答した方を大きく上回っている。

《環境を良くするためにしていること・したいこと》

【問5】あなたは、環境を良くするためにどのようなことを行っていますか？いくつでも選べます。
 ＜対象：市民、区長、保護者＞



※「アイドリング・エコ運転」は計画策定時の調査において、保護者の回答項目には含まれていなかったため、回答率は市民と区長の計。

※「電気自動車などの低公害車の利用」は、改訂時の調査において新たに回答項目に追加した。

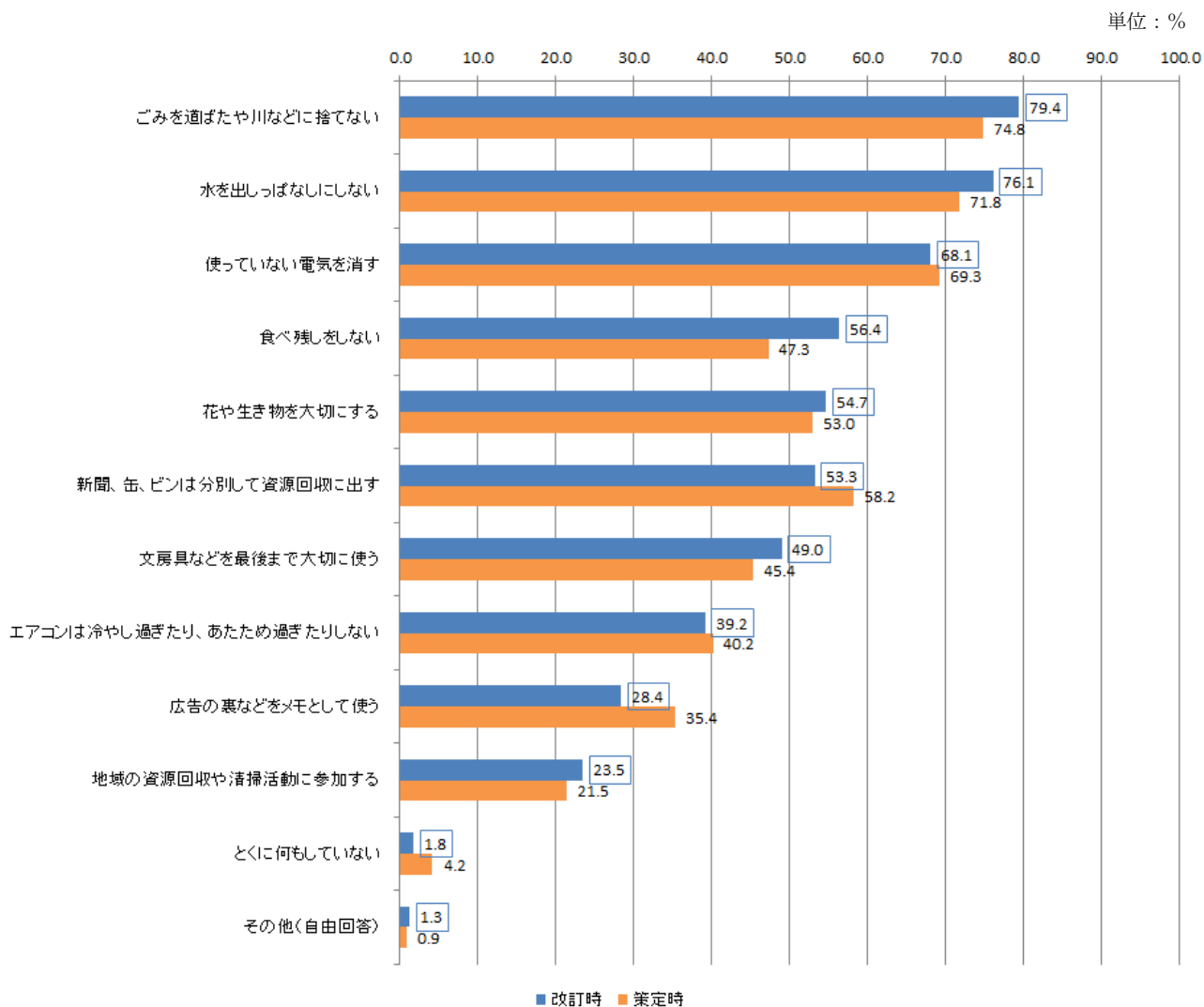
～自由回答～

- ・自宅の畑に処理機等を利用しています。【市民（70歳代）】
- ・マイペットボトルの利用。【市民（60歳代）】
- ・油のついた汚れの酷いフライパンや皿などは、紙でふき取ってから洗っている。【保護者（小学5年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみ出しルールを守る」が約9割と最も高く、次いで「簡易包装・マイバッグ・マイバスケッ
ト」、「ポイ捨てをしない、犬のフンを放置しない」、「節電・節水」、「リサイクルを心がける」
の順となっており、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

【問5-1】あなたは、環境を良くするためにどのようなことをしていますか。いくつでも選べま
す。
＜対象：児童生徒＞



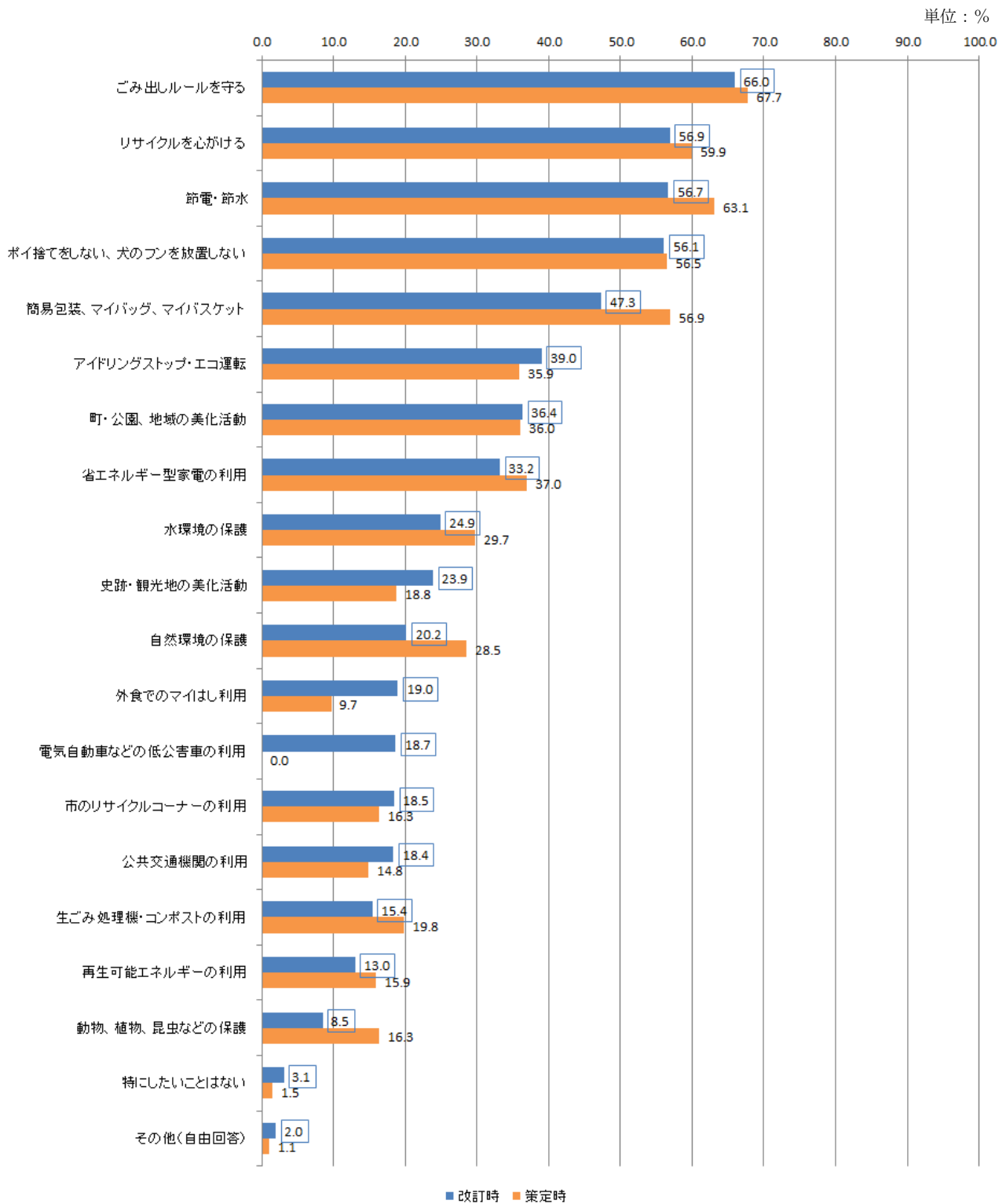
～自由回答～

- ・水を汚す洗剤を使わないようにしている。【児童生徒（小学5年）】
- ・油は固めて捨てる。【児童生徒（小学5年）】
- ・歩いている時、ゴミ拾いをしている。【児童生徒（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみを道ばたや川などに捨てない」が最も高く、次いで「水を出しっぱなしにしない」、「使っ
ていない電気を消す」、「食べ残しをしない」の順となっており、19歳以上の市民や区長を対象とし
た設問同様、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

【問6】あなたが、これからの環境を良くするために行ってみたいことは何ですか？いくつでも選べます。
 ＜対象：市民、区長＞



※「電気自動車などの低公害車の利用」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

～自由回答～

- ・市内は自転車利用する。【市民（70歳代）】
- ・居住地内の樹木の管理をしっかりとやる。管理できないものは植えておかない。【区長（70歳代）】

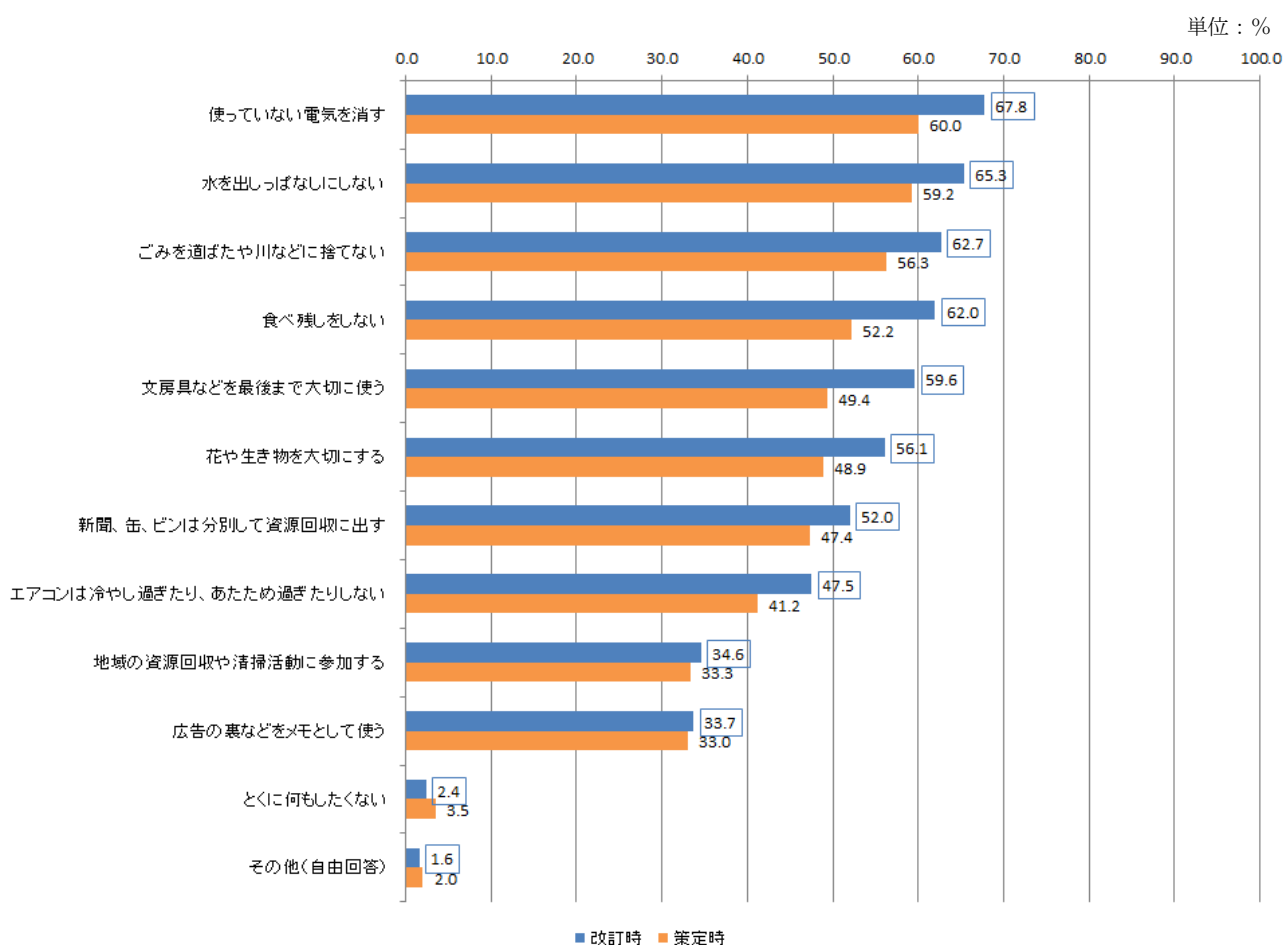
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみ出しルールを守る」が最も高く、次いで「リサイクルを心がける」、「節電・節水」、「ポイ捨てをしない、犬のフンを放置しない」、「簡易包装・マイバッグ・マイバケット」の順となっており、身近な取り組みを行いたいとの回答が多かった。

【問6-1】あなたは、環境を良くするためにどのようなことをしてみたいと思いますか。いくつでも選べます。
 ＜対象：児童生徒、保護者＞

※保護者用設問

あなたは、環境を良くするために、お子さんにどのようなことをさせたい（してほしい）ですか。いくつでも選べます。



～自由回答～

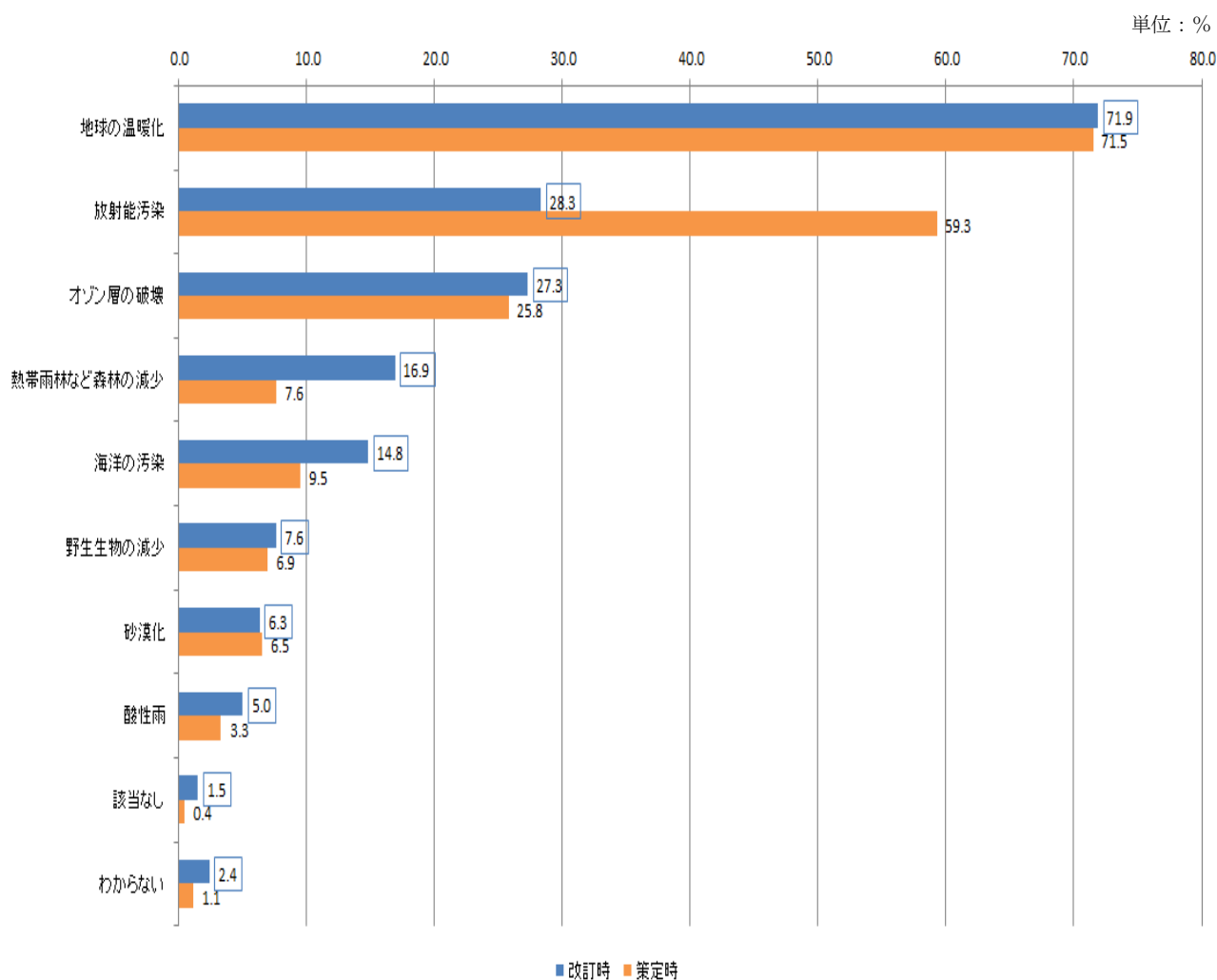
- ・HVやPHV、FCVへの乗り換えをお勧めするなど。【児童生徒（小学5年）】
- ・普段から節電節水や裏紙をメモにして使ったりしています。子供にとっても感謝しています。【保護者（中学2年）】
- ・広告でゴミ箱を作って、ゴミを片づけるようにしている。【保護者（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「使っていない電気を消す」が最も高く、次いで「水を出しっぱなしにしない」、「ごみを道ばたや川などに捨てない」、「食べ残しをしない」の順となっており、19歳以上の市民や区長を対象とした設問同様、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

《地球の環境問題》

【問 7】 あなたは、地球環境に関して、特に問題だと思うものは何ですか？ 該当するものを2つまで選んでください。
 ＜対象：市民、区長＞

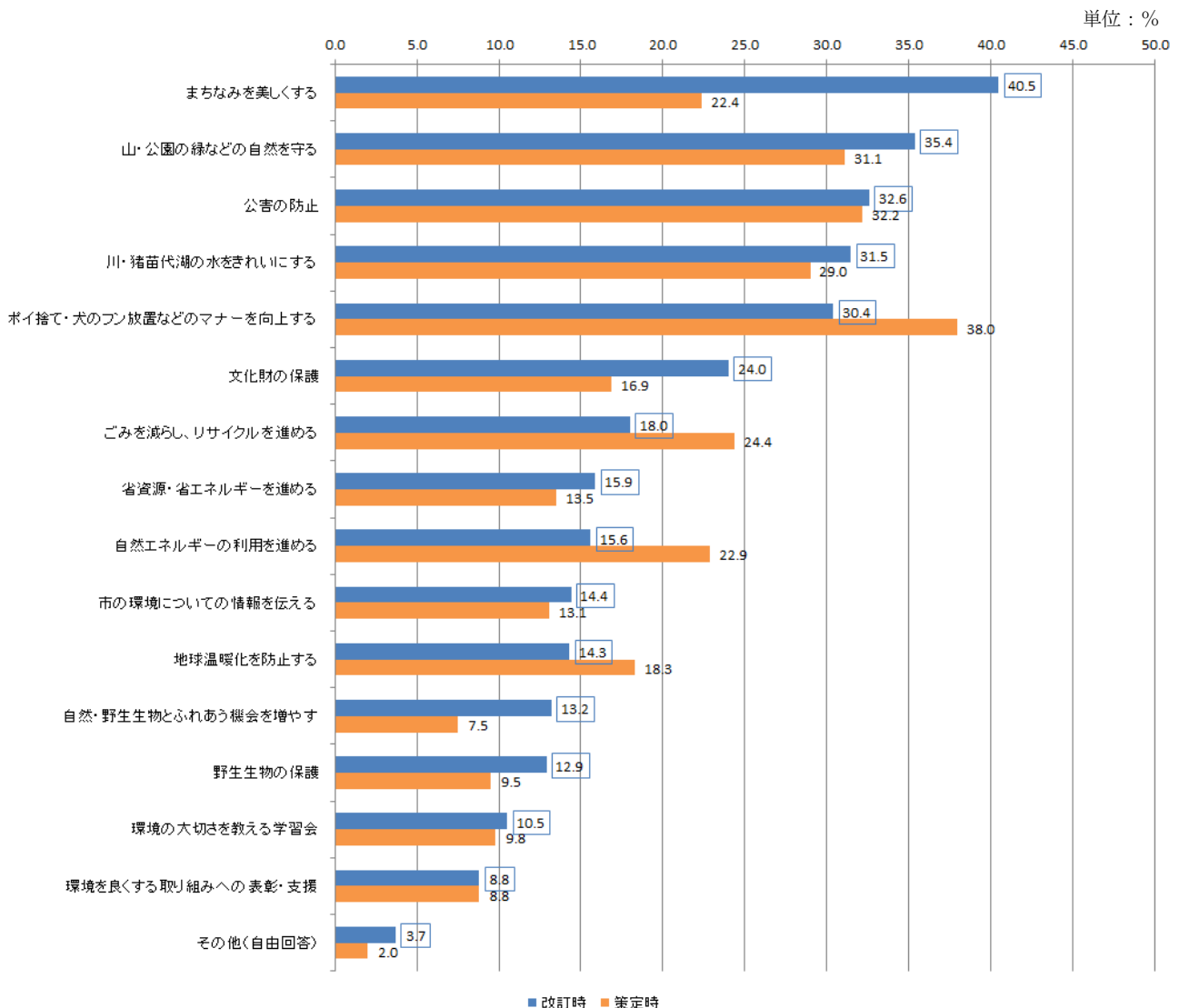


《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「地球の温暖化」が最も高く、次いで「放射能汚染」、「オゾン層の破壊」の順となっているが、「放射能汚染」の回答率が大幅に減少した。

《市役所の環境への取り組み》

【問8】環境を良くするために、市役所に取り組んで欲しいことは何ですか？ 該当するものを3つまで選んでください。
 ＜対象：市民、区長、児童生徒、保護者、事業者＞



～自由回答～

- ・人を変えようと色々やっても変わらないが、きれいにしている姿を見ることで人は自ら変わるもの。市職員が長靴はいて川ざらいをできますか。できなければ何も変わらない。【市民（60歳代）】
- ・あまりにも印刷物が多く配られ過ぎると思います。【市民（70歳代）】
- ・カラスやムクドリの糞が歩道に大量に落ちている時があるので、綺麗にしてほしい。【市民（60歳代）】
- ・環境向けのPR。美しい場所を発信してほしい。【市民（30歳代）】
- ・義務教育中の児童にも、環境の大切さを身近な問題として指導してほしい。【市民（70歳代）】
- ・公の負担は「私たちの負担」を明確にすること。増税よりごみ収集有料化。【区長（60歳代）】
- ・ゴミ置き場を改修するとき、市より補助金を出してほしい。【区長（60歳代）】
- ・できるだけ車に頼らなくするために自転車道の充実を強く望む。冬、雪道での歩道の確保も強く望む。現在は車道ばかり充実しているが、車いす等障がい者や自転車、歩行者に配慮を。【区長（70歳代）】
- ・飼い主の放し飼いが多く、車にひっかきキズ（猫の爪あと）等の被害が出ているので、対策を講じてほしい。【市民（70歳代）】

- ・下水道接続可能の住宅、事業所に対し、100%実施を目指し、積極的な施策を推進してほしい。
【区長（80歳代以上）】
- ・ゴミ捨て場の距離を平等にしてほしい。ゴミ捨て場が遠いと、つい近くにある他の地区のゴミ捨て場を利用してしまう。【児童生徒（小学5年）】
- ・ポスターなど沢山の人の呼びかけて、環境を良くする会をしたり、作品の募集（環境について）をする。環境のルールを作る。【児童生徒（小学5年）】
- ・公園などが小さく、少ないので、町の中心などに作ってほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・湯川の川草をとって川幅を広くしてほしい。湯川に雪を捨てるのはいいが、雪を固めないでほしい。
【児童生徒（中学2年）】
- ・地球温暖化対策として、市民が気軽に参加できる植樹イベントを市で運営し、緑を増やす。【児童生徒（中学2年）】
- ・町内会任せにせず、市も一緒になってゴミ捨て場の問題に関わってほしい。宙ぶらりんな土地の酷い雑草を町内会任せにしないで、市で対処してほしい。【保護者（小学5年）】
- ・子供がもっと興味を持つような学習会の開催。【保護者（小学5年）】
- ・雪があるときのポイ捨ての多さが気になる。消えた後にあちらこちらに落ちているのを何とかしてほしい。【保護者（中学2年）】
- ・町内のハクビシンの捕獲活動に取り組んでほしい。【保護者（中学2年）】
- ・環境を悪化させるのも美化するのも人だと思います。教育・意識付けは重要だと思います。【保護者（中学2年）】
- ・山林の保護。【事業者（その他の事業所）】

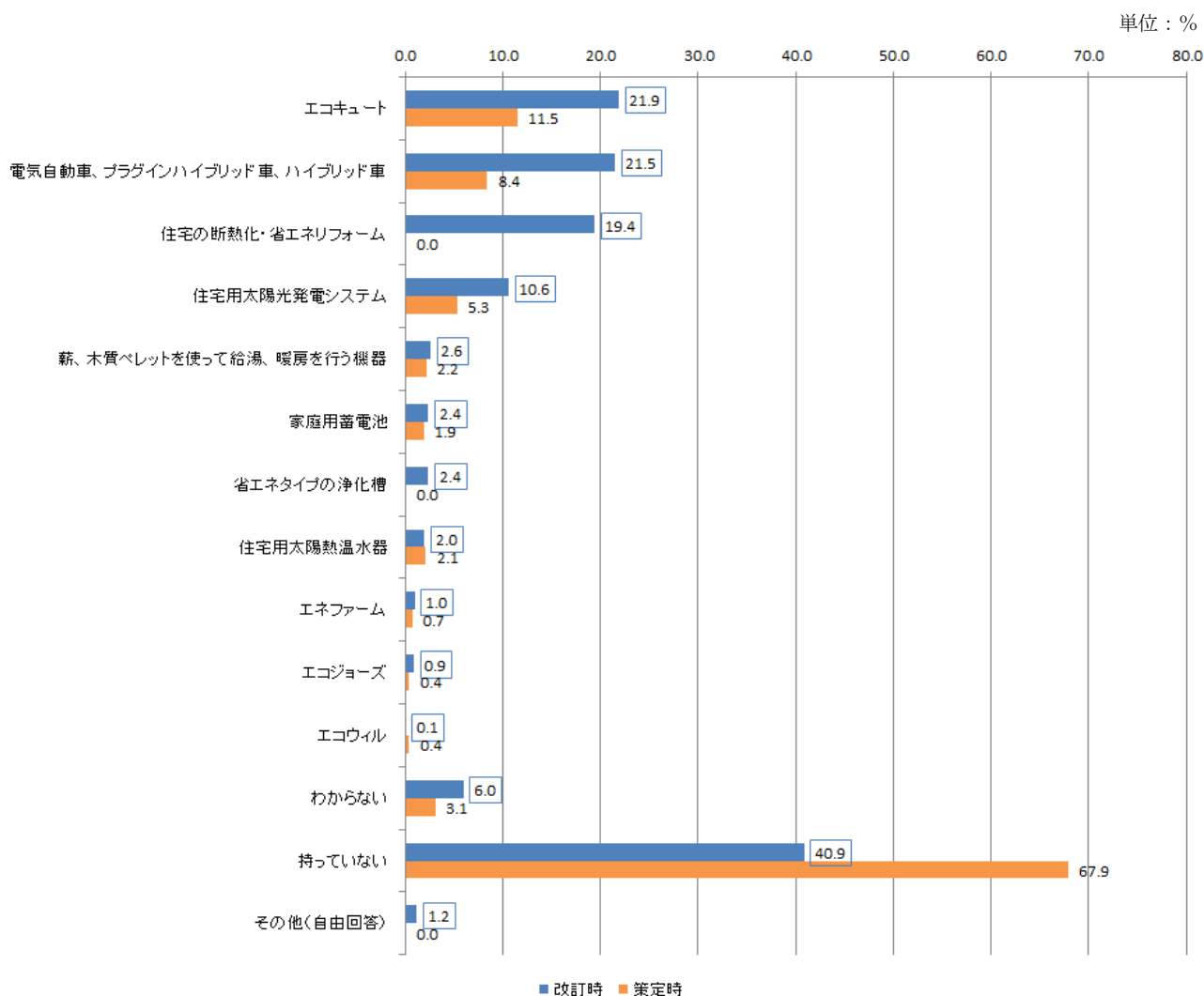
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較すると、「まちなみを美しくする」の回答率が大幅に増加したほか、「文化財の保護」の回答率も増加した。自然保護や公害防止の身近な取り組みに加え、景観や文化財の保護など、観光都市としての取り組みを市役所に期待する方が多い。

《再生可能エネルギー（新エネルギー）、省エネルギー機器について》

【問9】あなたは、ご自宅で次のものを導入されていますか？ いくつでも選べます。

＜対象：市民、区長、保護者、教員＞



※「住宅の断熱化・省エネリフォーム」、「省エネタイプの浄化槽」、「その他（自由回答）」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

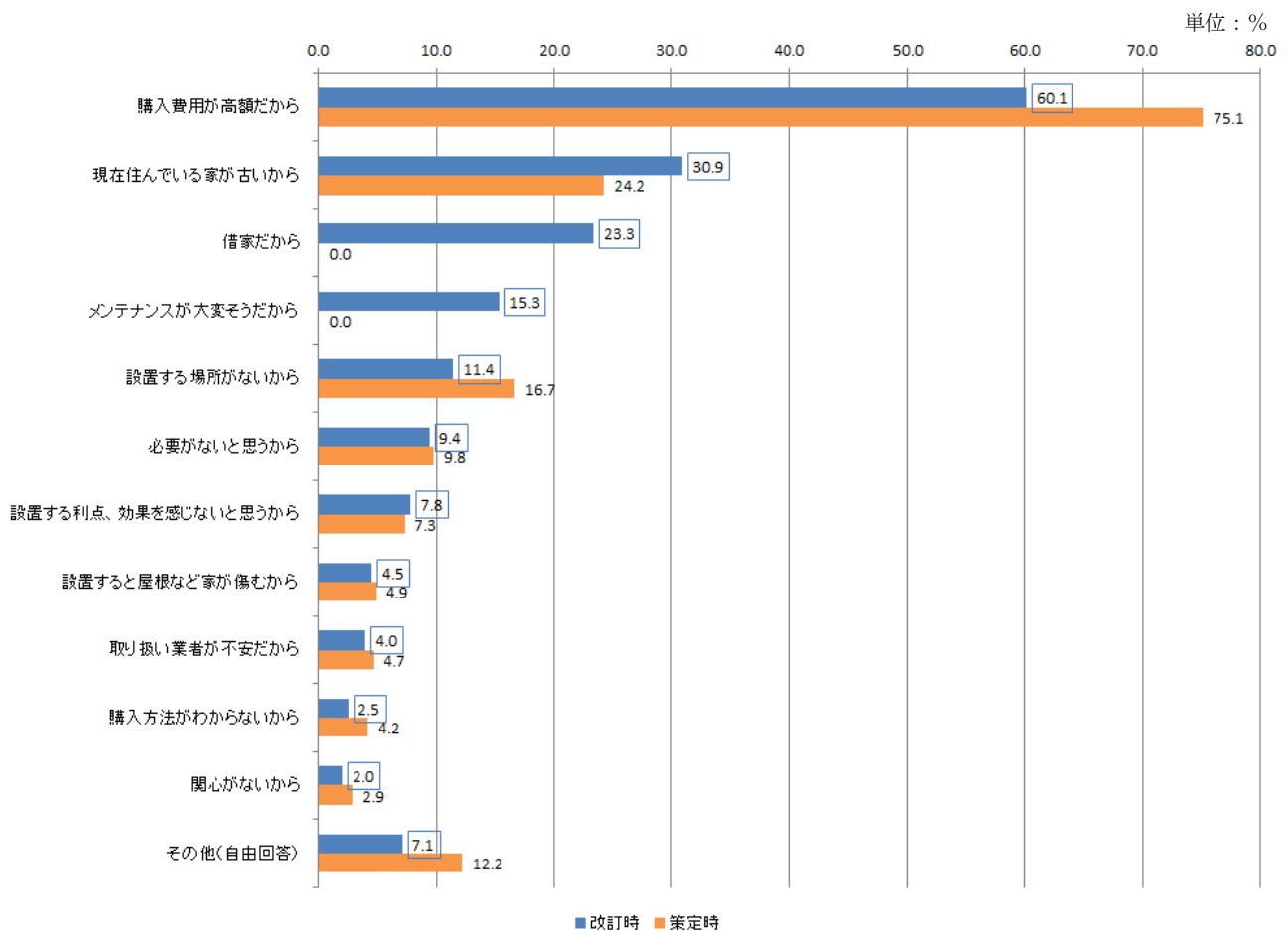
～自由回答～

- ・薪ストーブを使用しておりますが、とても温かさが柔らかく、家族で協力し合い、薪割している。暖かさにほれる。【市民（60歳代）】
- ・エコフィール（ボイラー）ヒートポンプエアコン。【市民（30歳代）】
- ・照明のLED化、室外防犯灯と太陽光発電システム。【区長（60歳代）】
- ・車は2台から1台にしました。1人に1台の家庭が多いことにも疑問を持っています。【教員（小学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「エコキュート」が最も高く、次いで「電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車」となっているが、それぞれの回答率が大幅に増加した。また、今回の調査から回答項目に追加した「住宅の断熱化・省エネリフォーム」も19.4%と比較的回答率が高くなっている。

【問１０】問９の機器を導入されていない方にお伺いします。導入していない理由は何ですか？
いくつでも選べます。 <対象：市民、区長、保護者、教員>



※「借家だから」、「メンテナンスが大変そうだから」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

～自由回答～

- ・太陽光発電は今後買電してもらえなくなるという報道を見て。また、雪の多い地方は発電量も少なく、雪の重みで壊れてしまう可能性もあると聞いて。他の設備はそもそも分からない。【市民（20歳代）】
- ・高齢で一人暮らしです。【市民（80歳代以上）】
- ・エコファームやエコキュートなど詳細がわからない。【市民（30歳代）】
- ・建設の際に省エネルギー等についての説明をあまり受けていない。【区長（70歳代）】
- ・実家住まいで権限は親のため。【保護者（小学5年）】
- ・機器を使わなくとも、別の形で節約すればいいのではないのでしょうか。【保護者（中学2年）】
- ・維持管理費用が高額で、修理等が複雑な印象。技術・性能的に発展途上で導入時期を決意できない。【保護者（中学2年）】
- ・経済的コストの点から。【教員（中学校）】

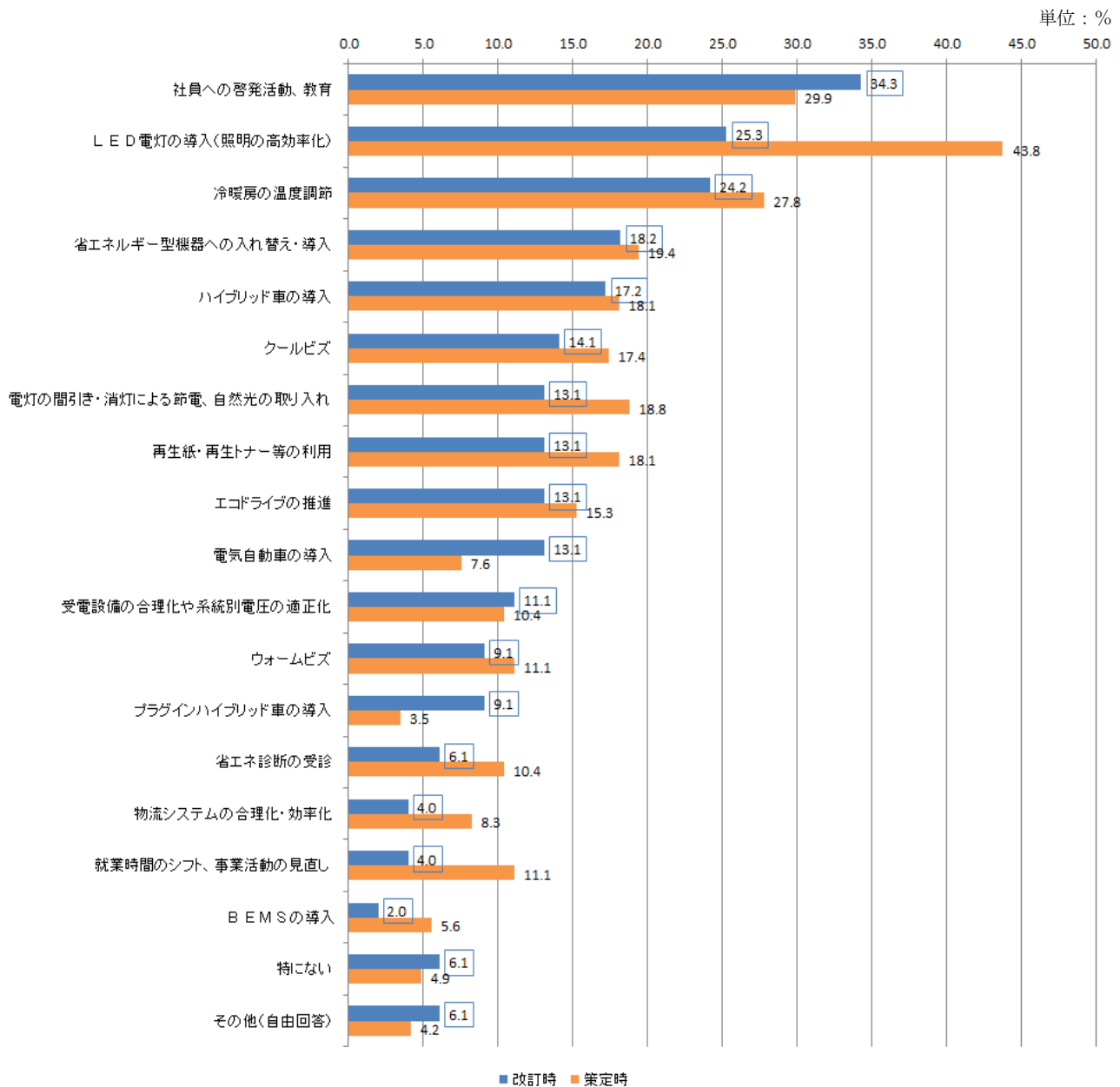
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「購入費用が高額だから」、「今住んでいる家が古いから」という回答の順となった。また、今回の調査から回答項目に追加した「借家だから」という回答も23.3%と比較的割合が高くなっている。

このほか、自由回答では、高齢を理由とする回答も多かった。

《省エネルギー、省資源の取り組み（今後）》

【問 1 1】 貴社がこれから新たに行いたいと考えている省エネルギー、節電の取り組みは何ですか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。 <対象：事業者>



～自由回答～

- ・木材廃材を暖房燃料資源として使用。【事業者（建設業）】
- ・再生可能エネルギーの自給自足。【事業者（卸売業）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「L E D 電灯の導入（照明の高効率化）」の回答率が大幅に減少したが、これは、前回の調査以降、数多くの事業所においてすでにL E D 照明への切替えが進んでいることの証左であると見込まれる。

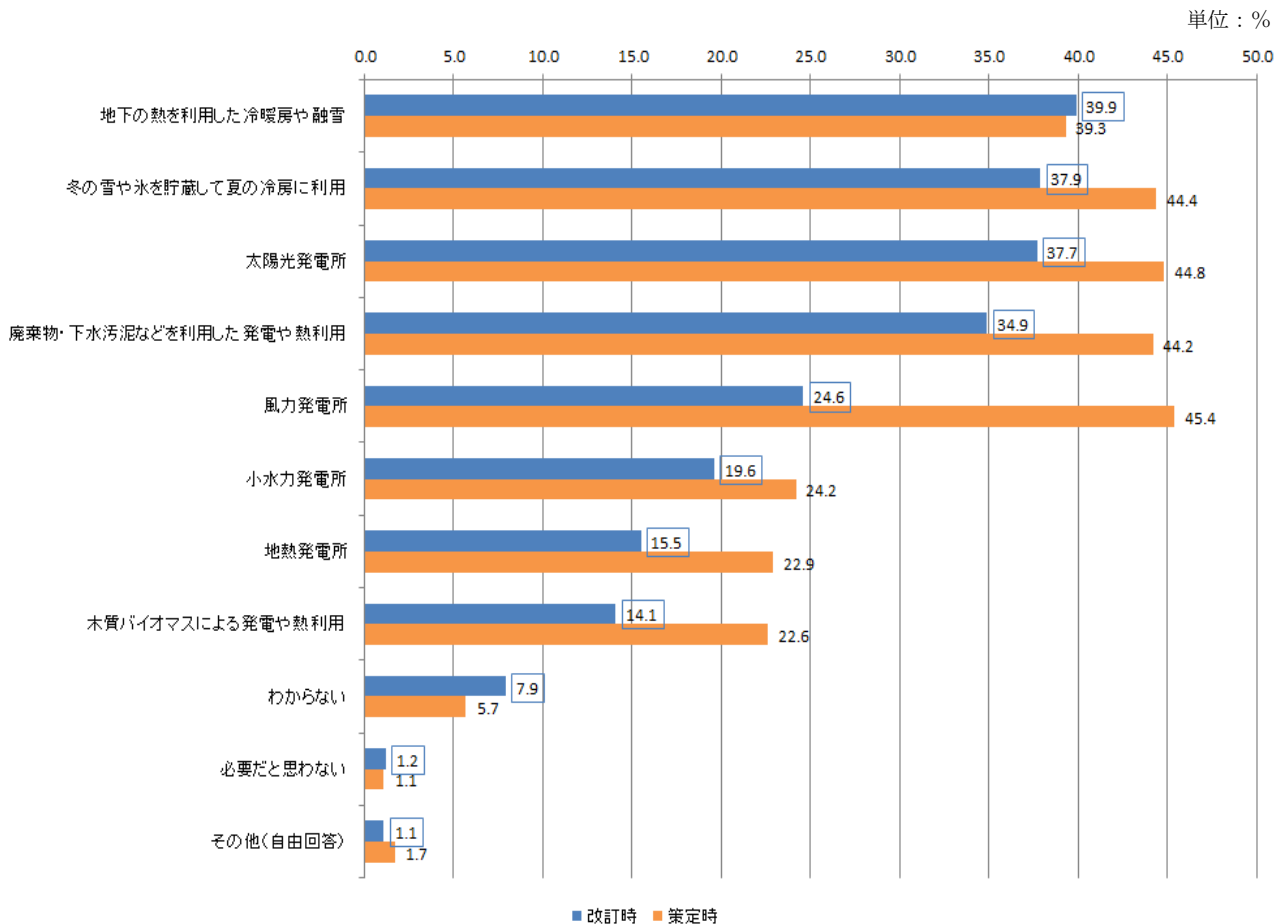
反対に、「電気自動車の導入」、「プラグインハイブリッド車の導入」の回答率は増加しており、事業者においては、計画策定以降、これら低公害車導入について検討が進んだものと想定される。

《市の再生可能エネルギーについて》

【問 1 2】再生可能エネルギーによる発電などが注目されており、本市においても河東町工業団地「木質バイオマス発電所」が、背あぶり山で「風力発電所」が稼働しています。

このような中で、市にあったほうが良いと思う再生可能エネルギーの活用施設・設備は何ですか。当てはまる項目を選んでください。いくつでも選べます。

＜対象：市民、区長、保護者、教員＞



～自由回答～

- ・動植物への影響が少ないものだと思います。【市民（40歳代）】
- ・太陽光は空き地などではいいが、森林などがある場所で、木を切ってやることはないと思います。【区長（40歳代）】
- ・地熱を利用し、雪国らしい融雪道路などの整備をしてほしい。せめて子供たちが使用する通学路（学校周辺）を観光客のためではなく、市民のためにもう少し考えてほしい。【保護者（小学5年）】
- ・豪雪地域として運動施設の暖房にゴミ処理などの熱利用はできないものか。【教員（中学校）】

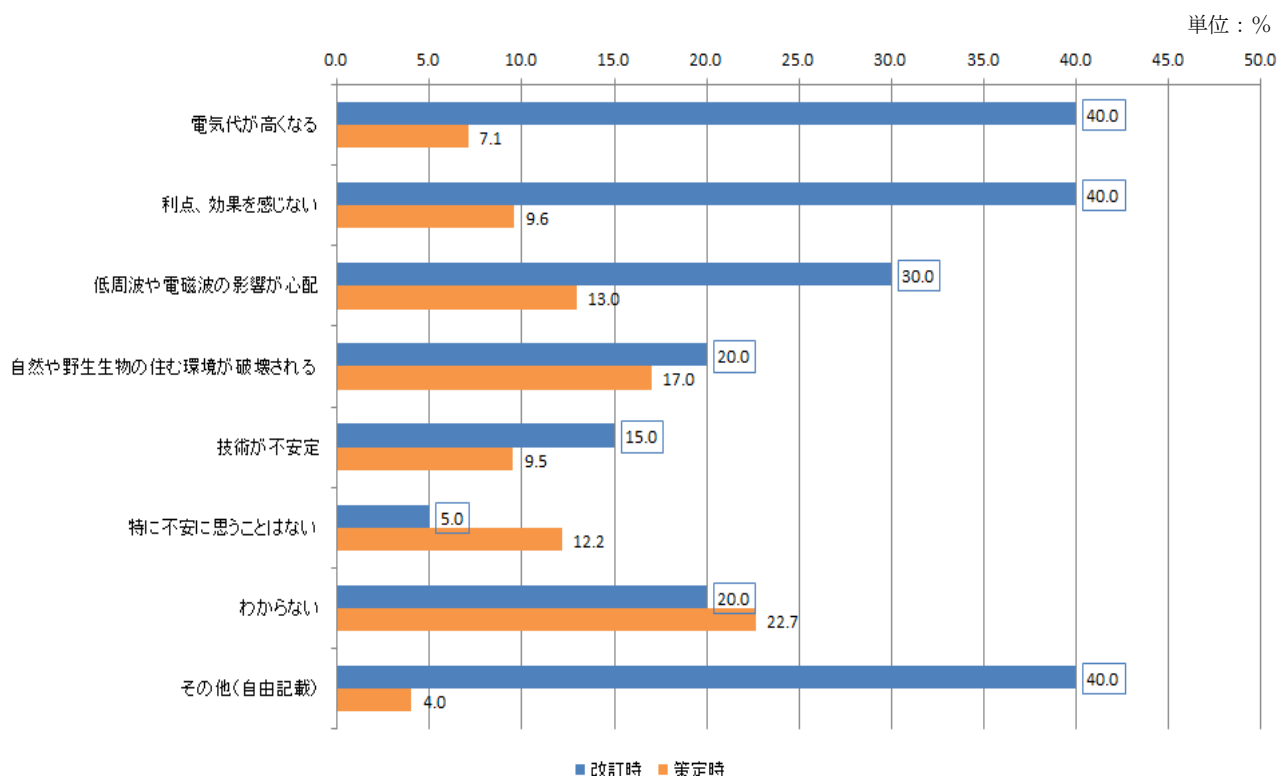
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「風力発電所」の回答率が大幅に減少したが、これは、前回の調査後、市内の風力発電施設（会津若松ウインドファーム）が開設されたことが理由と見込まれる。

他方、「地下の熱を利用した冷暖房や融雪」、「冬の雪や氷を貯蔵して夏の冷房に使用」の回答率は、計画策定時の調査結果と変わらず、比較的回答率が高い。

【問 1 3】問 1 2 で「必要だと思わない」と回答した方にお伺いします。

市に無いほうが良いと思う理由や、不安に思うことはありますか？いくつでも選べます。
 ＜対象：市民、区長、保護者、教員＞



～自由回答～

- ・会津地方は雪が多いため、太陽光パネルの破損が心配される。日照時間も冬季にはあまり見込めないとされるため。【市民（40歳代）】
- ・コストとメリットが釣り合っていないから。【市民（20歳代）】
- ・太陽光発電、風力発電は住環境に影響を及ぼす（市街地の場合）。【区長（70歳代）】
- ・太陽光発電については、平地に設置されているが、自然災害（地震、台風、水害等）に対して、どの程度の安全基準があるか分からない。風力発電については、水源保護、土砂災害の防止を考慮する必要がある。【区長（70歳代）】
- ・税金で無理までして作る必要はない。民間でやるのは大いにいいと思う。【教員（中学校）】
- ・市で利用できる発電所があれば良いが、基本は東京に持っていけるから。【教員（中学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

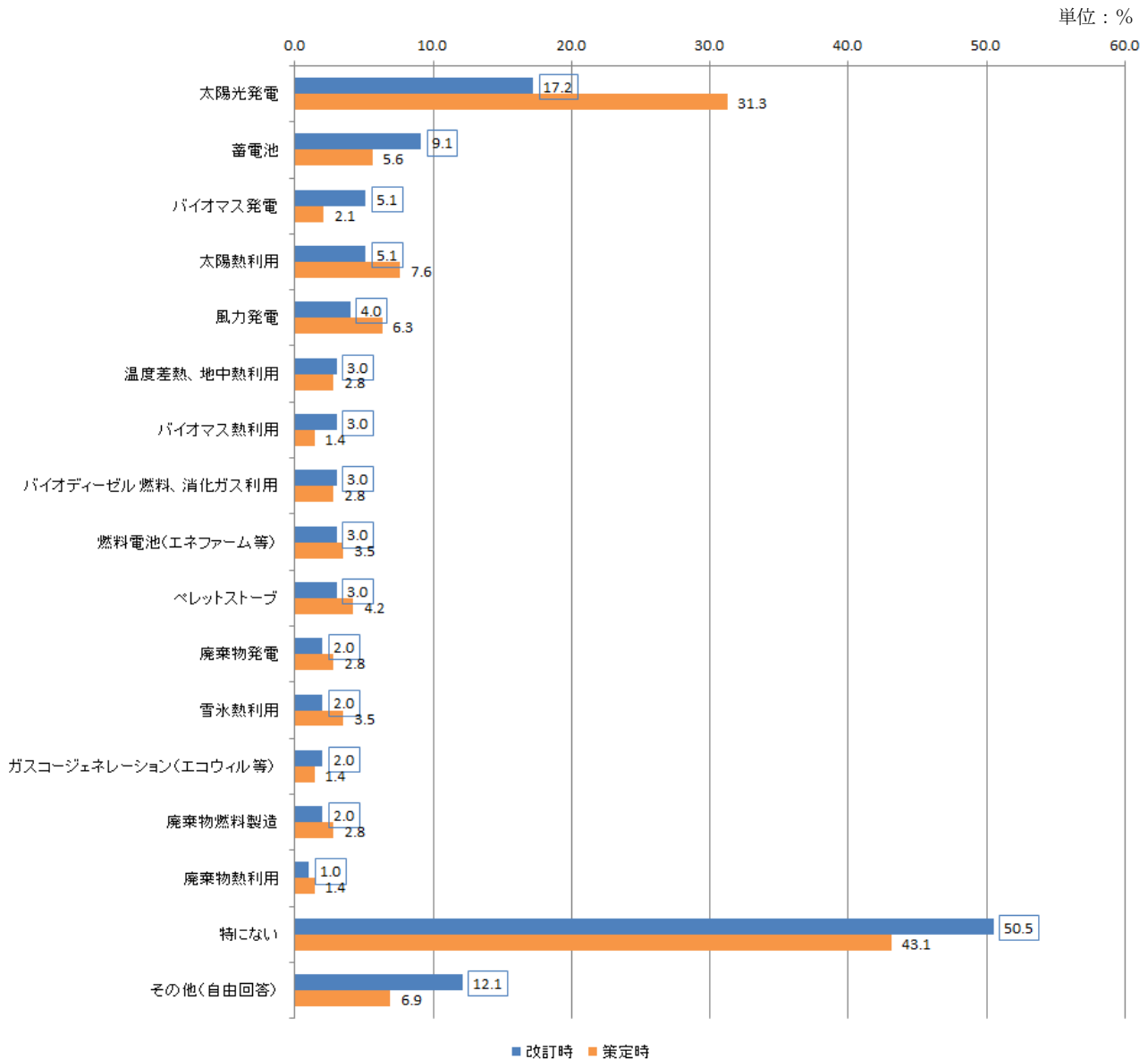
計画策定時の調査結果と比較して、「電気代が高くなる」、「利点、効果を感じない」、「低周波や電磁波の影響が心配」の回答率が大幅に増加した。

このほか、自由意見では、太陽光発電施設や風力発電施設の設置による住環境等への影響を理由とする意見が多かった。

《再生可能エネルギー等への取り組み（今後）》

【問 1 4】 貴社が、今後導入したいと考えている再生可能エネルギー設備またはエネルギー高度利用機器は何ですか？該当するものを選んでください。いくつでも選べます。

＜対象：事業者＞



～自由回答～

- ・ バイオマスを使った再生可能エネルギー事業を計画している。【事業者（建設業）】
- ・ モミガラ他用途利用。【事業者（農業）】
- ・ 本店対応であり不明。【事業者（金融、保険業）】

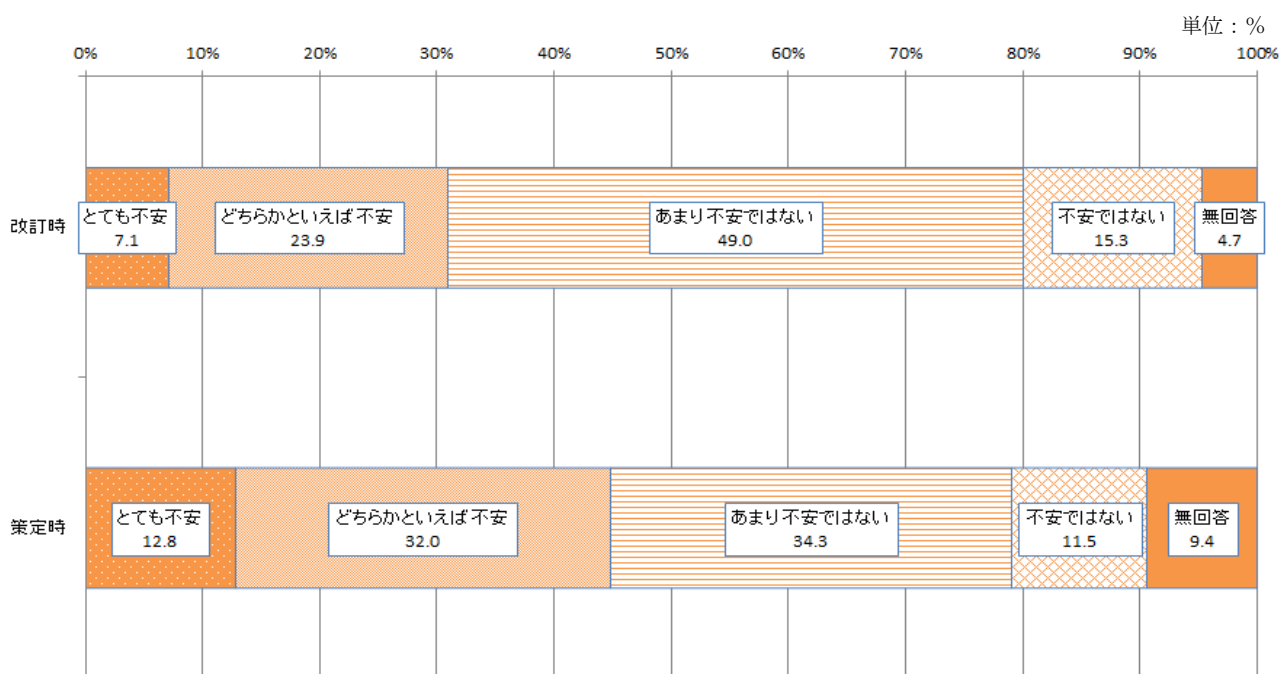
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「太陽光発電」が17.2%と大幅に減少したほか、その他の取り組みも10%以下となった。反対に、「特になし」という回答が50%以上と最も高くなっており、取り組みの難しさがうかがえる。

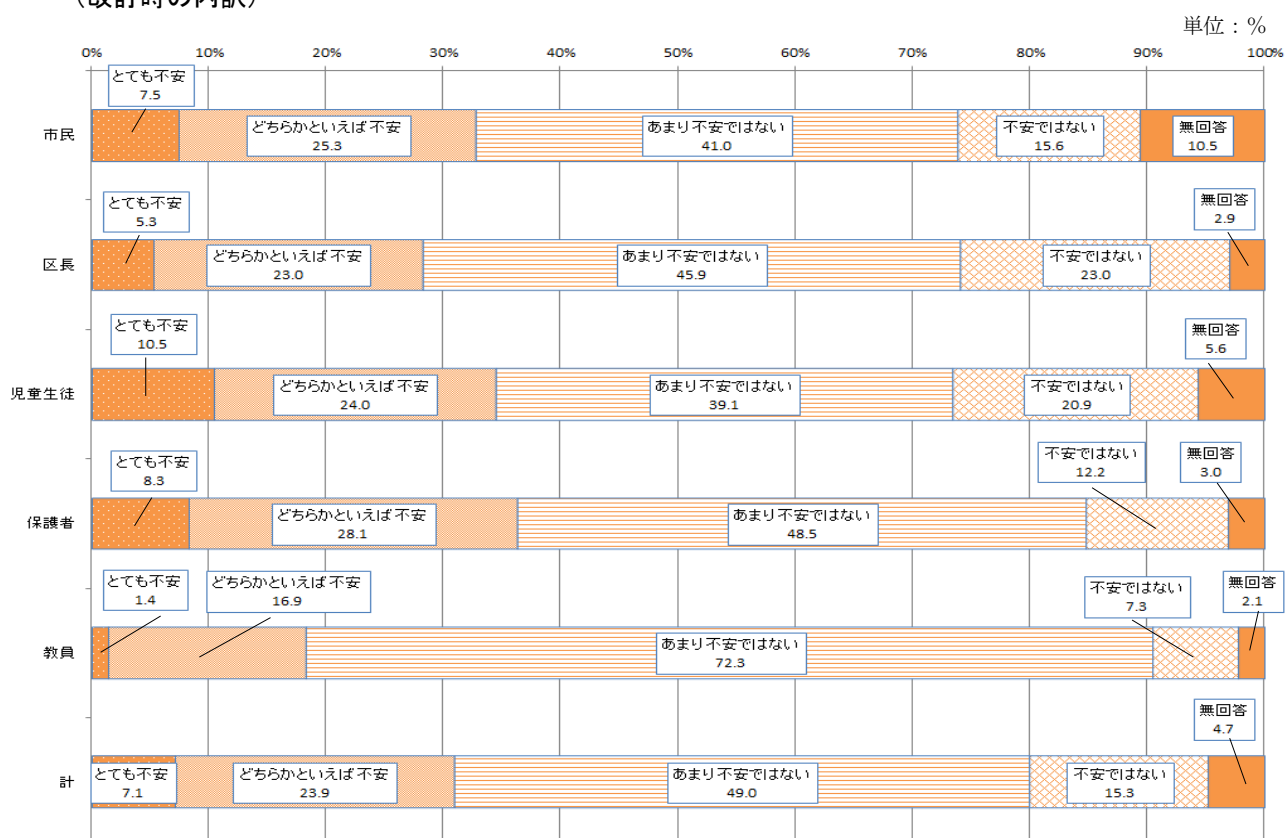
Ⅱ 放射線について

《放射線について感じる事》

【問 1】本市の放射線量について、どう感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。
 <対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員>



(改訂時の内訳)



《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

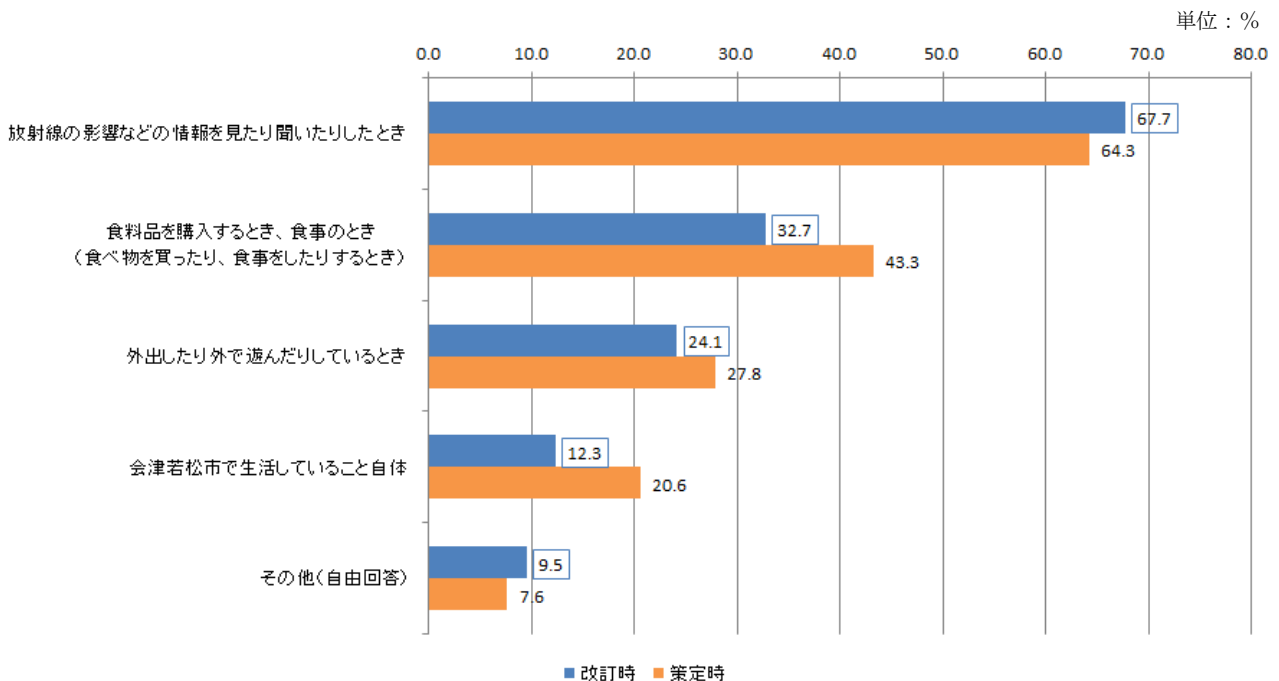
「とても不安」と「どちらかといえば不安」の合計が31.0%で、計画策定時の調査結果と比較して13.8ポイント減少した。他方、「あまり不安ではない」と「不安ではない」の合計は64.3%で15.8ポイント増加した。

なお、児童生徒及び保護者のうち、「とても不安」と「どちらかといえば不安」と回答した方の割合は比較的大きく、依然子どもへの放射線の影響を懸念する声があることがうかがえる。

【問2】問1で不安と回答した方におたずねします。

あなたは、どのようなときに不安を感じますか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。

＜対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員＞



※回答欄の（ ）内は、児童生徒用の選択肢

～自由回答～

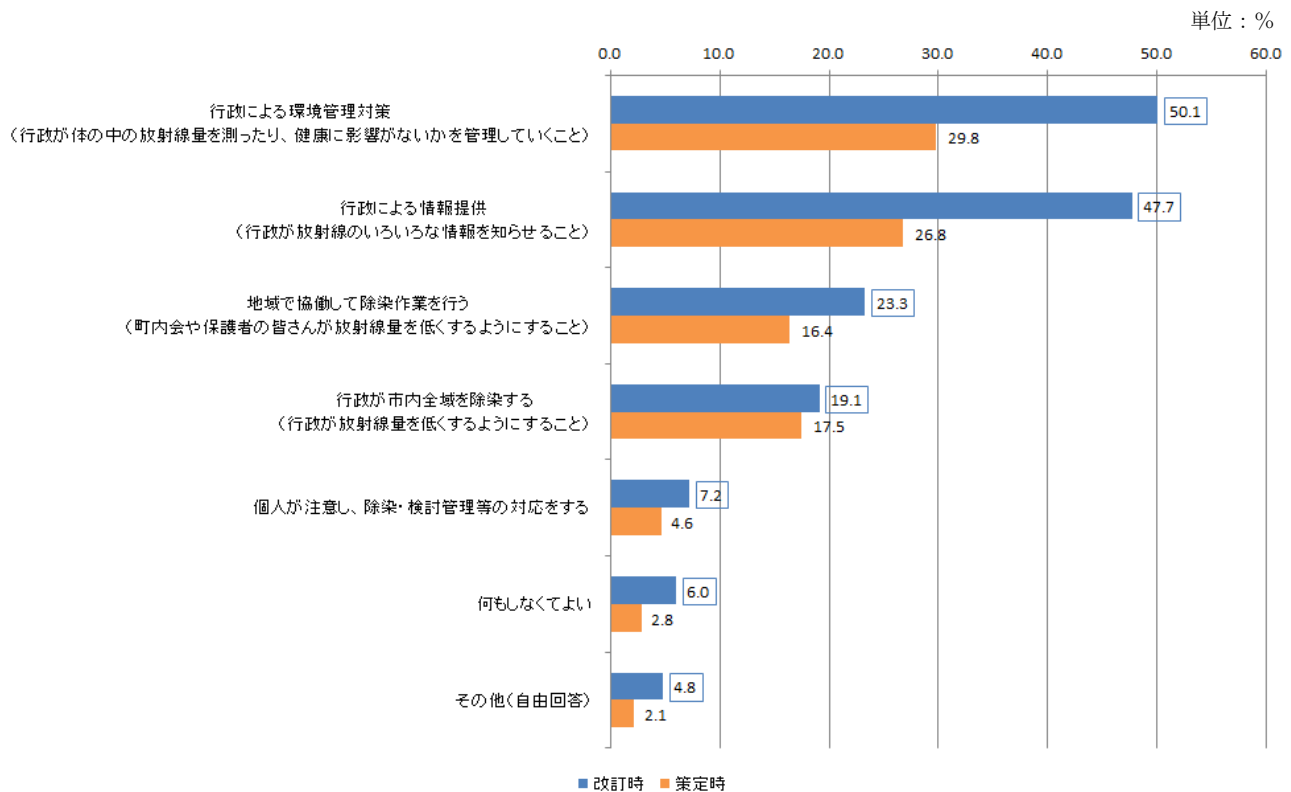
- ・子供が他県から帰省したいと言った時にふと大丈夫かなと思い、情報を取ったりしている。【市民（60歳代）】
- ・子、孫たちが放射能により差別を受けないか心配。【市民（60歳代）】
- ・楽しみにしていた山菜取りができない。【区長（70歳代）】
- ・放射線についての授業。【児童生徒（中学2年）】
- ・甲状腺ガンの検査が定期的実施されたとき、結果が心配になる。【保護者（小学5年）】
- ・放射線が目に見えないものであることや、国・県・市等からの情報が正しいものであるかの判断ができないことが理由であって、特に「どんなとき」ということではありません。【保護者（中学校）】
- ・子供たちが地産地消、あるいは、食材の産地が示されていない給食を食べるとき。除染されていない会津の学校で除草作業を行うとき。【教員（小学5年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「放射線の影響などの情報を見たり聞いたりしたとき」が最も高く、次いで「食料品と購入するとき、食事のとき」、「外出したり外で遊んだりしているとき」、「会津若松市で生活していること自体」の順となっている。他方、「外出したり外で遊んだりしているとき」、「会津若松市で生活していること自体」の回答率は減少した。

《放射線対策について》

【問3】あなたは、放射線対策として、今後何をすべきと考えますか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。 <対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員>



※回答欄の（ ）内は、児童生徒用の選択肢

～自由回答～

- ・行政が正しい情報を出し、それに対策していくこと。【市民（40歳代）】
- ・除染はこれ以上は不要。これよりも教育により今後を担う子供たちに正しい科学知識を。【市民（30歳代）】
- ・情報を提供し、市民に判断してもらうのがいいと思う。大切なのは判断する力を持つてもらうこと。【市民（30歳代）】
- ・除染もありますが、作物の測定（米などの全袋検査）はもうしばらく続けてください。測定がないと買わないと思う。【市民（40歳代）】
- ・全ての原発の廃炉を進める。【市民（50歳代）】
- ・健康被害が疑われる場合の相談窓口を設置してほしい。【市民（30歳代）】
- ・行政地域が協力し合って活動するのが望ましいと思う。【市民（60歳代）】
- ・行政では、除染対策は特に行われていない森林など出来る限り取り組んでほしい。【区長（60歳代）】
- ・放射線量の公表ですが、この辺の地域だけでなく他の地域の線量も出して比較できるようにしてほしい。また、農産物の全量検査（米の全袋検査）も同様、他の産地の数値を公表してほしい。【区長（60歳代）】
- ・「放射線対策」などという発想が間違っている。もしこれらを全て行ってもまだ不足である。つまり、原発を全てなくすこと、その姿勢を持たないならば不信しかない。【区長（70歳代）】
- ・関係のあるところがしっかりと研究を進めて、いつでも対応できるようにしていればいいのではないですか。【区長（70歳代）】
- ・放射線測定器をいろんなところにつける。【児童生徒（小学5年）】
- ・食べ物の放射線量をパッケージに書き込む（そうすると安心して食べることができる）。【児童生徒（中学2年）】
- ・放射線の正しい知識を持っていない日本の人々に正しい知識を伝える活動。【児童生徒（中学2年）】

年)】

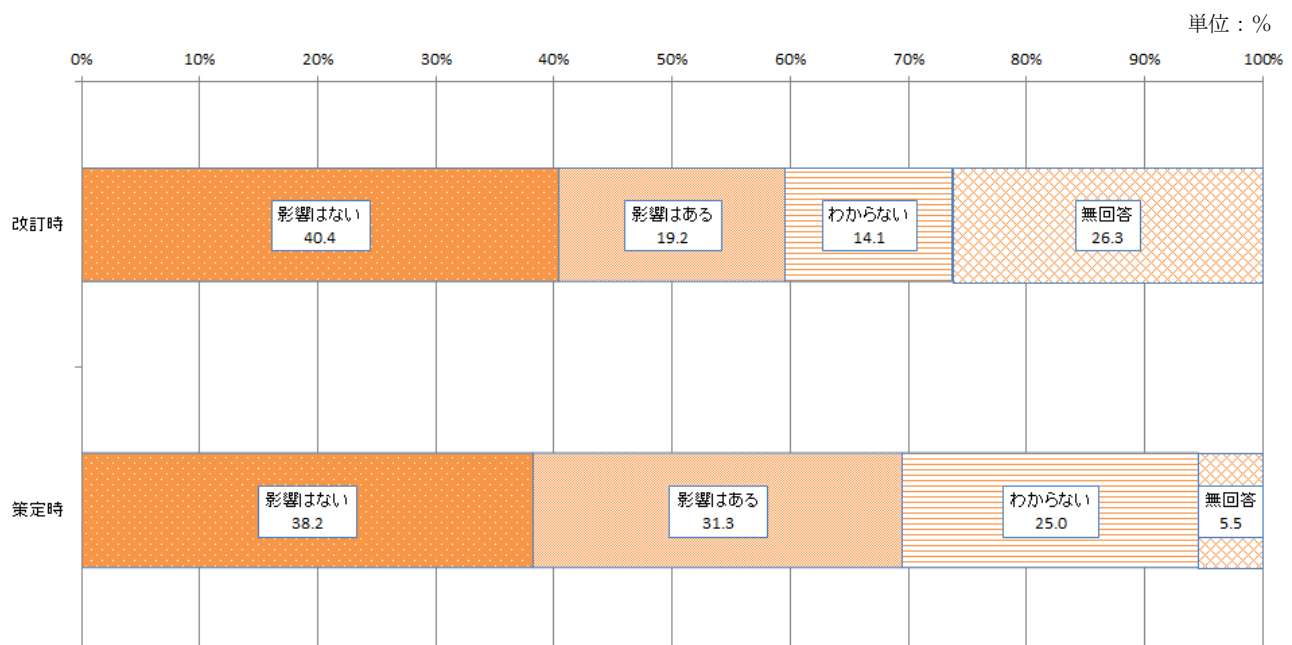
- ・ 本当のことを伝える。隠さずに。【児童生徒（中学2年）】
- ・ 早く安心して山菜川魚が食べられるように、山や川の除染。【保護者（小学5年）】
- ・ もう少し予算を取って対応策を練ってほしい。【保護者（小学5年）】
- ・ 全域除染とまでは言いませんが、せめて溜まりやすい場所や子供が近づくところは定期的にしてほしいです。【保護者（中学2年）】
- ・ 国県市に都合のよい情報ではなく、子供たちの将来を見据えた正しい情報の提供（信頼を回復してほしい）。【保護者（中学2年）】
- ・ 「何もしなくてよい」ではないが、この問題についてはできることがないと思っています。【保護者（中学2年）】
- ・ 他県での放射線に関する教育が必要だと思う。【教員（小学校）】
- ・ 県内市内ではなく、県外国外へのきちんとした情報提供（基礎知識）をすべき。将来県外へ出ていく子供たちがかわいそうな立場にならないように。【教員（小学校）】
- ・ 確実に線量の記録を残していくこと。様々な立場間の憎みあいをなくすこと（子供たちに影響が出ている）。【教員（中学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「行政による健康管理対策」が最も高く、次いで「行政による情報提供」となっている。

《事業活動への放射線の影響について》

【問4】現在、貴社の事業活動に対する放射線の影響（風評被害を含む。）はありますか。該当するものを1つ選んでください。
＜対象：事業者＞



《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「影響はある」の回答率が低下した。

Ⅲ 自由記載

自然について

- ・“水を大切に使うまち”のイメージが薄い。水が見えない、見えるところは汚れていたりする。【区長（60歳代）】
- ・都会と比べると水も空気もととてもきれい。この状態をそのまま続けてほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・田舎の割には自然と触れ合える場所が少なく、工夫もないと思っている。緑の多い公園や川遊びのできる環境ができれば、子どもにとっても良いと思う。今残っている自然をうまく活かして、暮らしやすい環境づくりをしてほしいと切に願う。【保護者（小学5年）】
- ・雑草が多く、また、森林も手入れされていないことが気がかり。【教員（小学校）】

公害について

- ・観光施設であるお城周辺のお堀（特に東側南側）の汚さに驚く。もう少し美化活動もしくは予算を立て、綺麗にしてもらいたい。【市民（50歳代）】
- ・農地等に廃ビニールがそのままの方が見られますが、市などで取締りをしてほしい。朝、ゴミを燃やしている方もいます。【区長（60歳代）】
- ・若松市に移住して7年になりますが、犬の糞がとて多く感じ、マナーの低い地域だと思いました。夜間に散歩させる人が多く、袋を持ち歩く人が少ない。また、取った糞を用水路に捨て、悪臭の元になる。【保護者（中学2年）】
- ・市の環境というより、中国大陸からのPM2.5や黄砂の影響でアレルギーの症状が出るのでそれが一番困っている。【教員（中学校）】

省エネ・再生可能エネルギーについて

- ・せっかく会津大学とかICTオフィスとか頑張っている市なので、そういう技術を活かしながら、どんどん環境によいことを進めていただきたいと思います。【市民（40歳代）】
- ・再生可能エネルギーをもっと知りたいので、活用法など聞くことができればいいと思います。【市民（年代無回答）】
- ・会津若松市は再生可能エネルギーの利用をしっかりと行って、持続可能な社会を築いているところがすごいと思います。これからもっと再生可能エネルギーの施設を増やして、地球温暖化防止できるような市になったらいいなと思います。【児童生徒（中学2年）】
- ・省エネルギー機器の導入時、補助金を出してみるといいのでは。家庭により環境に対する意識が違うため、意識のある家庭に補助金を使うという考え方。【保護者（中学2年）】
- ・会津若松市は自然と人工とのバランスが取れていてとても素晴らしいと思う。今後は再生可能エネルギーのメリットデメリットを十分に考慮した上で、採用してほしい。【教員（小学校）】
- ・中学校にソーラーパネルがあってもよいと思う。再生可能エネルギーを学習するので、身近なところに使われていると、学習効果が高まる。【教員（中学校）】

放射線について

- ・会津若松市の放射線量は問題がないレベルであるが故に、意識の低下や風化が懸念される。放射線について正しく理解し、正しく恐れる力を育成できるように小中学校での放射線教育

を実効あるものとしてほしい。【市民（50歳代）】

- ・山の放射線量は時々大丈夫だろうかと思います。山の恵みでおいしい水が飲めて、作物が作られているので。毎日テレビで数字を見ているが、平地のデータばかりなのでいつも変化がなくて、他は大丈夫なのかと心配になる。【市民（40歳代）】
- ・どのくらい身体に影響があるか分からないことが不安になる。これから成長していく子供たちには健康調査などを継続していく必要があるのではないかと思います。【市民（50歳代）】
- ・原発事故以前の放射線量はどのくらいあったのか、また自然界からの放射線量はどのくらいかを一般の人々に知ってもらい、必要以上に神経質とならないよう行政からの情報提供をやってほしいと思う。【区長（60歳代）】
- ・震災後7年になりますが、誰もが不安はあると思う。廃炉が終了しない限り、放射線の不安はつきまとう。【区長（60歳代）】
- ・市政だよりも地域の放射線値を知らせることを今後も続けてほしい。【区長（70歳代）】
- ・放射線は目に見えないものなので、どうすればいいか少し不安です。【児童生徒（小学5年）】
- ・放射線についての勘違い（どこにでもあるのに会津や福島県にしかないように扱われる）をどうにかしてほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・震災から7年も経っているため、だいぶ減ったと思います。これからも個人個人で検査して管理していくのも大切だと思いました。【児童生徒（中学2年）】
- ・若松市の放射線量は中通りや浜通りに比べて少ないのでそれほど不安は感じていない。でも引き続き子供たちの甲状腺検査は行って、情報は知らせてほしい。【保護者（小学5年）】
- ・モニタリングポストがあることで、目で見ることによる不安が少し取り除かれるので、今後撤去になるのは嫌です。目立つのであれば小さいものにするなどの対応で、なくさない方向でいってほしいです。【保護者（小学5年）】
- ・会津地区は健康への影響はほとんどないレベルであると思うが、子供たちが将来就職や結婚などで差別を受けるのではないかと心配している。【保護者（中学2年）】
- ・学校、保育園、公園等、子供たちが過ごす場所は除染すべきだったと感じている。会津は線量は低いとはいえ、そうでないところもあると思う。不安は消えない。【教員（小学校）】
- ・普段生活するときはあまり意識しませんが、メディアによって思うことが多々あります。子供たちには、そのメディアからの情報をどう受け止めるべきか学ばせる必要があると思います。【教員（小学校）】
- ・会津地方は放射線量が低いということに安心しているのではなくて、同じ福島県に住む者としてできることは何かを考え、実践することが大切だと思います。【教員（中学校）】

そ の 他

- ・冬季の降雪や温泉など地域の特性を活かした環境づくり、エネルギー施設ができればよいと思います。【市民（30歳代）】
- ・良いものを取り入れることは大切だと思いますが、住んでいる人の考え方もありますので、ただ真似をするのではなく、そこに住む人の年齢とかも考えていただければと思います。【市民（60歳代）】
- ・市としての環境対策が目に見えてよくやっているとは思いません。国、県の焼き直しでしかないように思います。もっと真剣に取り組んでもいいのではないのでしょうか。当アンケートにしても、ありきたりで今後のための一つの材料といったところでしょうか。【市民（60歳代）】
- ・市が環境整備に力を入れ、市内の景観や自然環境は年々良くなっていると感じます。環境保全のため、また、スマートシティを目指した街づくりは必要だと思います。その一方、若年層の地域離れ、町の中の空き家等も増えてきていると感じます。環境に配慮しながら、若者が都市へ流出せず、暮らしていきたいと思える街づくりに力を入れてほしいと考えます。【市

民（40歳代）】

- ・私の住んでいる場所は、夕方になると恐ろしいほどカラスの大群がやってきます。時期や時間帯によって当然変化しますが、かなりの数のように思います。また、電線に止まっているため、そこから落ちる糞も大量で歩道は糞だらけになってしまいます。対応に苦慮していることかもしれませんが、引き続き対策していただきたいと思います。【市民（30歳代）】
- ・会津若松市の環境活動についてもっとPRすべきだと思う。市ではどのような環境対策を実施しているのかわからない。【区長（60歳代）】
- ・今の人たちはゴミをポイ捨てする人が多いと思います。市役所でポスターなどを作っていただくことはできませんか。【児童生徒（中学2年）】
- ・私の住んでいる地区は最近、犬の糞やゴミの放置が増えているような気がします。犬と散歩しているとき、沢山の放置された犬の糞がありました。私たち一人一人が気を付けないと、どんどん住んでいる地区が汚くなってしまうと思いました。【児童生徒（中学2年）】
- ・いまいち市が環境についてどのような活動をしているのか、また、したいのか、市民に何を訴えたいのか伝わってこない。伝わる機会もない。本気で取り組みたいなら、もっと市民にアピールが必要かと。【保護者（小学5年）】
- ・街中景観だけでなく、自然環境の景観も良くすることに取り組み、訪れたい町、山、住みたい町にしていくことが必要なのではないかと思っています。【保護者（中学2年）】
- ・融雪などに、太陽光や地中熱などをもっと幅広く利用して道路の快適化に取り組んでほしい。老人や子供が歩きやすいなど市民が便利と思えば、コストが増すのは納得するのでは。【保護者（中学2年）】
- ・子供たちが環境を大切にすることを身近に感じられるようなイベントをしてほしいです。【保護者（中学2年）】

【資料 13】市内事業者ヒアリングの概要

1 事業者ヒアリングの目的

- ・ 第2期環境基本計画の「事業者の環境配慮指針」を策定するにあたっての意見聴取
- ・ 先進的な取り組み事例の情報収集
- ・ 再生可能エネルギーの導入数値目標及び施策の参考
- ・ 省エネルギーによる温室効果ガス削減目標及び施策の参考

2 ヒアリング内容

- ・ 新エネルギー設備導入状況
- ・ 省エネルギー設備導入状況、省エネ行動への取り組み状況
- ・ 環境負荷低減の取り組みや社内体制
- ・ 新エネ導入・省エネ推進の課題
- ・ エネルギーに関する今後の事業計画

3 対象事業者（順不同・敬称略）

ヒアリング対象企業は、新エネルギー等検討会議委員が所属する事業者に加え、各事業分野（エネルギー、産業、民生業務及び運輸）毎に、エネルギー使用量が比較的大きいと考えられる事業者の中から依頼しました。

		分野	対象事業者
1	エネルギー	電力	東北電力株式会社会津若松支社
2		ガス	若松ガス株式会社
3			会津ガス株式会社
4	産業部門	スマートコミュニティ	富士通セミコンダクターテクノロジー株式会社
5		バイオマス	株式会社グリーン発電会津
6		製造業	三菱伸銅株式会社 若松製作所
7			会津オリンパス株式会社
8			株式会社三和化学研究所 FUKUSHIMA 工園
9		建設業	会津若松市建設業組合
10	民生業務部門	小売・流通	株式会社リオン・ドールコーポレーション
11		病院	一般財団法人竹田健康財団（竹田総合病院）
12			一般財団法人温知会
13	運輸部門		会津若松トラックセンター協同組合
14			会津乗合自動車株式会社
15	経済団体		会津若松商工会議所

4 主なヒアリング結果

(1) 新エネルギー設備導入または省エネルギー設備導入や省エネ行動についての取り組み状況

- ・ 太陽光発電設備を導入している事業者が数社ある。未導入の事業者については、既存施設のため屋根の荷重の問題や、投資回収困難との判断があるため。
- ・ 太陽光発電設備以外の新エネ設備については、導入が進んでいない。
- ・ LED照明は、初期投資がかかり投資回収が困難との声あり。
ただし、ほぼ24時間使用する箇所については、投資回収可能との声もあり。
- ・ 省エネ設備については、初期投資の額と投資回収年数を検討し導入している。
なお、投資回収年数は3～5年を目安としている事業者が多数である。
- ・ クール・ビズ及びウォーム・ビズについては、ほとんどの事業者が取り組んでいる。
事業内容によっては、取り組みが困難な事業者もある。
- ・ エコドライブについては、必要性の認識はあるが取り組んでいない事業者が多かった。特に、業務時のエコドライブについては費用節減に繋がることから、更なる啓発を行う必要がある。

(2) その他、環境負荷低減のための取り組み状況

- ・ 地域の美化活動に積極的に取り組む事業者が数社ある。中には、周辺の道路清掃に長年取り組んでいる事業者もある。
- ・ ごみ減量化（特にリサイクル）に積極的である。中でも建設業界は、業界全体として取り組みが顕著である。

(3) 環境対策についての社内の推進体制

- ・ ISO14001取得事業者のうち、大規模事業者は環境対策専任者がいる場合が多い。
- ・ 設備導入について、社内で検討システムや基準を持つ事業者あり。
その事業者では、省エネ設備等の導入進展が顕著である。

(4) 新エネルギー導入・省エネ推進を行うにあたっての課題

- ・ 初期投資回収までの年数により導入の可否を検討している。
- ・ 設備導入にあたっては、初期投資を回収できるか否かが特に重要である。

(5) エネルギーに関する今後の事業計画

- ・ コスト削減のため、省エネ等に取り組むとの声が多数。
- ・ 新エネルギーのうち、太陽光発電設備については、県の補助事業の要件であるため、取り組む事業者が数社あった。
- ・ 省エネ法における特定事業者に該当する事業者については、達成状況はまちまちである。
- ・ 省エネ対応が進んでいる数社については、今後の省エネ対策に苦慮しているとの声があった。
- ・ 省エネ対策を行う人材の育成について、問題意識があった。